

219 「教育審議会答申及び建議」抄録

〔昭和十六年十月〕

〔<sup>加筆</sup>答申及建議関係書類〕

(注記1)

〔表紙裏〕

〔中表紙〕

〔下札〕

教育審議会

(注記2)

答申及建議関係書類

教育審議会

〔

目 次

- 一、教育審議会官制及職員表印刷物
- 二、教育審議會議事規則
- 三、諮詢第一号
- 四、諮詢第一号ニ対スル答申
- イ、青年学校教育義務制実施ニ関スル件
- ロ、国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件
- ハ、中等教育ニ関スル件
- ニ、高等教育ニ関スル件
- ホ、社会教育ニ関スル件

ヘ、各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件  
ト、教育行政及財政ニ関スル件

### 五、建議事項

イ、国語ニ関スル建議

ロ、国民学校教<sup>(抹消)</sup><sub>(加筆)</sub>員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速

実施ニ関スル建議

ハ、教育諮問機関設置ニ関スル建議

二、教育尊重ニ関スル建議

〔中表紙〕

内閣官房	丸ノ内(23)	二五
総務課	丸ノ内ク	二六
文部省	丸ノ内ク	二七
内閣官房	丸ノ内ク	二八
銀 銀 銀 銀 銀 銀 銀 銀 銀 銀 銀 銀	座(57)五、七七一	六〇八
官 舎	座(57)五、七七二	八〇〇
文部大臣	座(57)五、七七三	一
内閣總理大臣官舎	座(57)五、七七四	二
文部大臣	座(57)五、七七五	三
内閣總理大臣官舎	座(57)五、七七六	四
文部大臣	座(57)五、七七七	五
内閣總理大臣官舎	座(57)五、七七八	六
文部大臣	座(57)五、七七九	七
内閣總理大臣官舎	三九〇	八
文部大臣	一一一	九
内閣總理大臣官舎	一一二	一〇
文部大臣	一一三	一一
内閣總理大臣官舎	一一四	一二
文部大臣	一一五	一二
内閣總理大臣官舎	九四六	一三
文部大臣	〇二〇	一四

教育審議会官制（昭和十二年十一月十日）  
勅令第七百十一号

朕文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ國本ヲ無窮ニ培ハシガ為内閣  
ニ委員會ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ図  
ラシムルノ必要ヲ認メ教育審議会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム（内閣總理大臣副署）

第一条 教育審議会ハ内閣總理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応  
ジテ教育ノ刷新振興ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

教育審議会ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ  
得

第二条 教育審議会ハ總裁一人及委員六十五人以内ヲ以テ之ヲ  
組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置ク  
コトヲ得

第三条 総裁ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅令ス

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ  
命ズ

第四条 総裁ハ会務ヲ總理ス

総裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ  
代理ス

第五条 文部大臣ハ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

内閣總理大臣ハ必要ニ依リ又ハ總裁ノ要求アルトキハ各庁官  
吏ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第六条 教育審議会ノ議事ニ關スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定

第七条 教育審議会二幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 教育審議会ニ書記ヲ置ク

書記ハ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文教審議会官制ハ之ヲ廢止ス

教育審議会議事規則(昭和十二月十一月二十日定)

第一条 会議ハ總裁之ヲ招集ス

第二条 総裁ハ会議ノ議長ト為リ議事ヲ整理ス

第三条 会議ハ總裁、委員及臨時委員ヲ合セ其ノ二分ノ一以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ但シ予メ特ニ議決ヲ

経タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 会議ハ之ヲ公開セズ

第五条 議席ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 発言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第七条 建議案ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ五名以上ノ賛成

者ト連署シテ之ヲ總裁ニ差出スベシ

第八条 修正ノ動議ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ之ヲ議長ニ

差出スベシ但シ簡単ナルモノハ口頭ヲ以テ之ヲ陳述スルコト

ヲ得

第九条 動議ハ賛成者アルニ非ザレバ之ヲ議題ト為スコトヲ得

第十条 議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

總裁可否ノ數ニ加ハリタルトキハ之ヲ出席委員ト看作ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二条 採決ハ起立ニ依ル但シ議決ニ依リ記名投票又ハ無記名投票ヲ用フルコトヲ得

第十三条 総裁ハ必要ト認ムルトキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ特別委員ヲ選定シ審査ヲ為サシムルコトヲ得

第十四条 特別委員ヲ以テ特別委員会ヲ組織シ特別委員ノ互選ニ依リ委員長ヲ置ク

特別委員長ハ審査ノ経過及結果ヲ会議ニ報告スベシ

特別委員会ニハ本則ノ規定ヲ準用ス

第十五条 議事録ハ幹事長之ヲ作成スベシ

(昭和十二年十二月十日現在)

総裁	教育審議会職員	官職又ハ位勲功爵	氏名	住所	電話
	議席番号				
従二位勲一等	荒井賢太郎	小石川、大塚仲、四一			
大塚	(66)	三一一			

委員

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四  
二十五  
二十六  
二十七  
二十八  
二十九  
三十  
三十一

渡下船三田内小田伊穂作永村西丸平松關吉西梅安廣德池野芳河南長  
邊村上尻崎ヶ泉所東積田田瀨山生浦屋田津部瀨川崎村澤上與嘉  
千壽參常作信美延重莊次直一鶴三次龍太治磯久義忠益謙哲又  
冬一中次雄郎三治吉遠一郎養郎吉郎郎吉茂郎郎雄忠親孝三吉太弘郎道

麵町、富士見、一ノ二ノ六	麻布、市兵衛、二ノ八八
渋谷、栄通、二ノ六	麻布、霞、二六
四谷、東信濃、一〇	麻布、霞、二三
牛込、薬王寺、八四	牛込、永田、一ノ二〇、官舎
豊島、目白、四ノ四一	牛込、新小川、江戸川アパート一〇七号
渋谷、緑岡、一六	麴町、永田、一ノ二〇、官舎
小石川、茗荷谷、六二	桐生市天神町一ノ二三一
小石川、茗荷谷、四九	豊島、目白、二ノ二六〇〇
小石川、小日向台、二ノ一八	小石川、茗荷谷、六二
渋谷、大和田、九六	小石川、茗荷谷、四九
広島市鉄砲町六六	牛込、松方、九
本郷、駒込林、一九六	目黒、下目黒、四ノ八八一
小石川、雑司ヶ谷、八三	芝、高輪南、四五
京都市上京区上賀茂神殿町一三一	品川、北品川、三ノ三三三
牛込、松方、九	豊島、巣鴨、六ノ一四七〇
本郷、駒込林、一六九	横浜市磯子区磯子町間坂一一五、官舎
赤坂、青山南、五ノ三三	豊島、池袋、三ノ一五四四
豊島、大藏、八五六	世田谷、大藏、八五六

砧	大	青	駒	長	大	大	高	高	牛	上	牛	駒	青	大	大	牛	桐	銀	牛	青	大	牛	四	赤	赤	青	赤
塚	山	込	町	塚	崎	輪	輪	込	込	塚	塚	塚	山	塚	塚	塚	塚	塚	塚	山	塚	塚	谷	坂	坂	山	坂
(86)	(36)	(82)		(86)	(44)	(44)	(34)	(34)	(82)	(36)	(86)	(86)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	(35)	(48)	(48)	(36)	(48)	
二、	一、	三、	一、	三、	一、	四、				四、	五、	三、	五、	二、	二、	四、	七、	四、	三、	四、	二、	一、	一、	○	二、	五	
一	九	六	九	四	八	七	九	三	一	五	三	四	二	二	〇	八	五	五	七	三	一	〇	四	〇	二	六	五
七	五	〇	九	四	六	八	七	七	一	三	三	三	一	一	一	〇	三	四	六	九	三	七	五	一	〇	二	一

三十二番 三十三番 三十四番 三十五番 三十六番 三十七番 三十八番 三十九番 四十番 四十一番 四十二番 四十三番 四十四番 四十五番 四十六番 四十七番 四十八番 四十九番 五十番 五十一番 五十二番 五十三番 五十四番 五十五番 五十六番 五十七番 五十八番 五十九番 六十番 六十一番 六十二番 六十三番

東京商科大學長	正三位勳一等功二級	從三位勳二等	京都帝國大學總長	正三位勳一等功二級	從三位勳二等
從三位勳二等	正五位勳四等	從七位勳四等	正三位勳三等	從三位勳三等	正三位勳二等
京都帝國大學總長	六	次	子	官	員
農林貴族院議員、候選人	官	官	官	官	官
從三位勳三等	三等	三等	三等	三等	三等
從三位勳二等	官長	官長	官長	官長	官長
從三位勳一等	軍官	軍官	軍官	軍官	軍官
東京文理科大學長	次	次	次	次	次
(委員)第一高等學校長	議院	議院	議院	議院	議院
三重高等農林學校長	議員	議員	議員	議員	議員
臨時委員	正三位勳一等	正三位勳一等	正三位勳一等	正三位勳一等	正三位勳一等
大藏官	七院議員	七院議員	七院議員	七院議員	七院議員

佐添石上菊吉松山山青森橋橋阿風香南大大井大小阿山濱關上田椎下野栗  
々田渡原池岡樹本木岡田本傳部坂條藏久野河倉部田田口田中尾村  
井敬莊豊井五見保内八貞村吉屋  
信太種三彌儀十常邦左信昌金公利碩正重孝耕穗辨重次三  
郎郎郎美郎生茂重六男藏彦門行章康雄望武哉敏恒素雄作吉郎積匡宏郎謙

小石川、駕籠、一四一  
 渋谷、南平台、四〇  
 大森、田園調布、三ノ二三一ノ一  
 芝、二本榎、二ノ四  
 牛込、弁天、一七〇  
 中野、桃園、九  
 品川、五反田、五ノ六〇  
 京都市左京区田中野神町一八  
 仙台市元常盤町三  
 豊島、駒込、六ノ八三五  
 淀橋、西大久保、一ノ四一六  
 下谷、谷中清水、一  
 渋谷、青葉、三  
 四谷、南伊賀、五  
 淀橋、西大久保、一ノ四一  
 鬼町、水田、二ノ一、官舎  
 淀橋、西大久保、一ノ三六一  
 京都市左京区北白川小倉町五〇  
 杉並、荻窪、一ノ一五九  
 小石川、小日向台、一ノ六六  
 渋谷、代々木大山、一〇四九  
 赤坂、靈南坂、一七、官舎  
 本郷、駒込曙、二四ノ二  
 品川、大井鹿島、三三四一  
 牛込、下宮比、四ノ五  
 牛込、新小川、一ノ一四  
 津市上濱町一一五  
 小石川、駕籠、一二五  
 芝、白金三光、三〇一

綱島	高輪	大塚	牛込	高輪	赤坂	四大	荻上	四谷	銀座	四谷	赤坂	四谷	青山	下谷	大塚	上高田園	牛高	中高	牛高	大塚
(44)	(86)	(34)	(34)	(44)	(86)	(48)	(35)	(56)	(35)	(57)	(35)	(48)	(35)	(35)	(36)	(83)	(35)	(86)	(44)	(36)
五、	一、	二、	一、	六、	五、	三、	一、	四、	五、	三、	二、	五、	九二八	六三四	四三七	一三六	三〇〇	六〇〇	四二七	八八三
一、	二、	九、	九、	六、	三、	三、	三、	〇、	九、	一、	三六〇	二九七	〇五二四	一〇九	一〇八	一六七	八〇三	五二六	四二七	三七七
二、	五、	九、	五、	四、	三、	五、	五、	八、	一、	七、	八〇	九一六	二九〇	三八〇	二九〇	三八〇	五六六	四四六	〇三五	八〇三
五、	一、	九、	五、	四、	六、	五、	五、	四、	一、	六、	〇	九、	一、	七、	八、	一、	六、	五、	一、	二、

書記

幹事長

高	大	青	九	世	大	青	四	牛	青	銀	田	大	中	高	松	牛	西	松	牛	四	高	大	小	赤	
輪	森	山	段	田	塚	山	谷	込	山	座	調	布	崎	野	輪	沢	達	陣	沢	達	谷	輪	塚	石	坂
(44)	(36)	(33)		(86)	(36)	(35)	(34)	(36)	(57)				(49)	(44)	(34)	(34)	(35)	(34)	(35)	(44)	(86)	(85)	(48)		
三、八、八、三、三、	六、六、三、五、六、三、二、二、	三、	一、	五、	六、	三、	二、	三、	四、三	一、	六、	三、	四、	三、七	一、	六、	三、	七、	六、	四、	六、	八、	六、	七、六	
○二五	四〇九	三四〇	一〇二	四三二	二九七	八五〇	〇七〇	二〇八	〇三七	六〇八	五一五			五三四	四四六	八七七	二六二	六七二	三七八	三七〇	六〇〇	六四四	六八〇	六八〇	七七六

教育審議会職員（昭和十六年十月十六日諮詢第一号答申終了）

正 同 同 同 同 同

七位勲七等

春山順之  
乙坂黒泰義武  
春山順之  
乙坂黒泰義武  
春山順之  
乙坂黒泰義武

一男六賢雄雄輔

文部省専門學務局  
文部省普通學務課  
文部省寒業學務課  
文部省社會教育局  
文部省教育調查部  
同 同

總裁  
抹消

内閣書記官長	富田 健治	男爵 鈴木貫太郎
法制局長官	村瀬直養	レ
企画院次長	宮本武之輔	レ
内務次官	萱場 藏	レ
大蔵次官	谷口恒二	レ
陸軍次官	木村兵太郎	レ
海軍次官	澤本 賴雄	レ
文部次官	菊池 豊三郎	レ
教学局長官	藤野 惠	レ
東京帝国大学総長	平賀 讓	レ
京都帝国大学総長	羽田 亨	レ
東京商科大学長	高瀨莊太郎	レ
東京文理科技大学長	河原春作	レ
国民精神文化研究所員	伊東延吉	レ
農林次官	三浦一雄	レ
商工次官	小島新一	レ

(注記 3)

同 同 同 同 同 同 衆 同 同 同 同 同

衆議院議員

児玉九一	大久保利武	レ
徳川義親	レ	
八條隆正	レ	
野村益三	レ	
吉田茂	レ	
丸山鶴吉	レ	
芳澤謙吉	レ	
添田敬一郎	レ	
安藤正純	レ	
山本厚三	レ	
一宮房治郎	レ	
河上哲太	レ	
椎尾辨	〔株〕匡	レ
東郷井	レ	
松茂	レ	
山梨勝之進	レ	
松浦鎮次郎	レ	

後藤文夫  
伯爵林博太郎  
南弘レ

## 臨時委員

男爵穗積重遠レ	橋本傳左衛門レ	桐生高等工業學校長西田博太郎レ
伯爵二荒芳徳レ	師範學校長三國谷三四郎レ	東京農業教育專門學校長松岡忠一レ
田所美治レ	公立高等女學校長櫻井賢三レ	宇都宮高等農林學校長上原種美レ
河原田稼吉レ	公立實業學校長鈴木靜穂レ	横浜高等商業學校長田尻常雄レ
赤間信義レ	同津田信良レ	
中村清二レ	佐藤寬次レ	
子爵大河内正敏レ		
南條金雄レ		
山田孝雄レ		
小泉信三レ		
下村宏レ		
永田秀治郎レ		
平生鉄三郎レ		
香坂昌康レ		
吉岡弥生レ		
大藏公望レ		
三好重道レ		
佐々井信太郎レ		
田中穂積レ		

## 幹事長

文部次官菊池豊三郎レ	内閣書記官佐藤朝生レ	東京女子高等師範學校長下村壽一レ
法制局參事官入江俊郎レ	企画院部長中島清二レ	東京農業教育專門學校長上原種美レ
内務省地方局長留岡幸男レ	大藏省主計局長木内四郎レ	宇都宮高等農林學校長松岡忠一レ
文部省専門學務局長水井浩レ	文部省普通學務局長中野善郎レ	横浜高等商業學校長田尻常雄レ
文部省實業學務局長有口浩レ	文部省社會教育局長繻弥敦レ	桐生高等工業學校長西田博太郎レ
田中義次郎レ	田中穂積レ	
文部書記官有口浩レ		
田中義次郎レ		
文部省社會教育局長繻弥敦レ		
文部省實業學務局長中野善郎レ		
文部省普通學務局長有口浩レ		
文部省社會教育局長繻弥敦レ		
田中穂積レ		

書記

文部事務官 内山良男 レ
同 加藤恂二郎 レ
教学局長 堀池英一 レ
内閣属 山谷貞一 レ
同 間瀬六朝 レ
文部属 鈴木榮 レ
佐藤嘉右衛門 レ
同 春山順之輔 レ
同 藤川龍 レ
同 川上善司 レ
同 伊藤良二 レ
船越源一 レ
川見禎一 レ
廣瀬豊作 レ
〔出席ナシ〕 挟間茂 レ
〔出席ナシ〕 阿南維幾 レ
〔出席ナシ〕 豊田貞次郎 レ
〔出席ナシ〕 岸信介 レ
安部磯雄 レ
〔出席ナシ〕 宮崎謙太 レ
〔出席ナシ〕 谷口恒二 レ

田中重之 レ
〔出席ナシ〕 朝比奈策太郎 レ
安達禎 レ
乙黒武雄 レ
大庭千尋 レ
小川正通 レ

書記

(注記 8) 昭和十二年十二月二十日  
内閣閣甲第三四四号  
内閣總理大臣公爵近衛文麿印

教育審議会總裁 荒井賢太郎殿

通牒

教育審議会議事規則別紙ノ通相定メ候

教育審議会議事規則

第一条 会議ハ總裁之ヲ招集ス

第二条 総裁ハ会議ノ議長ト為リ議事ヲ整理ス

第三条 会議ハ總裁、委員及臨時委員ヲ合セ其ノ二分ノ一以上

出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ但シ予メ特ニ議決ヲ  
経タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 会議ハ之ヲ公開セズ

第五条 議席ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 発言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

幹事

(元職員) 但昭和十五年十二月以降転免者  
委員

〔出席ナシ〕 挟間茂 レ
〔出席ナシ〕 阿南維幾 レ
〔出席ナシ〕 豊田貞次郎 レ
〔出席ナシ〕 岸信介 レ
安部磯雄 レ
〔出席ナシ〕 宮崎謙太 レ
〔出席ナシ〕 谷口恒二 レ

(注記 5) (注記 4)

(注記 7) (注記 6)

第七条 建議案ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ五名以上ノ賛成

者ト連署シテ之ヲ総裁ニ差出スベシ

第八条 修正ノ動議ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ之ヲ議長ニ

差出スベシ但シ簡単ナルモノハ口頭ヲ以テ之ヲ陳述スルコト

ヲ得

第九条 動議ハ賛成者アルニ非ザレバ之ヲ議題ト為スコトヲ得

ズ

第十条 議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

総裁可否ノ数ニ加ハリタルトキハ之ヲ出席委員ト看作ス

可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二条 採決ハ起立ニ依ル但シ議決ニ依リ記名投票又ハ無記

名投票ヲ用フルコトヲ得

第十三条 総裁ハ必要ト認ムルトキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ

特別委員ヲ選定シ審査ヲ為サシムルコトヲ得

第十四条 特別委員ヲ以テ特別委員会ヲ組織シ特別委員ノ互選

ニ依リ委員長ヲ置ク

特別委員長ハ審査ノ経過及結果ヲ會議ニ報告スベシ

特別委員会ニハ本則ノ規定ヲ準用ス

第十五条 議事録ハ幹事長之ヲ作成スベシ

内閣閣甲第三四三号

昭和十二年十二月二十日

内閣總理大臣公爵 近衛文麿

(中略)

### 諮詢第一号

我ガ国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何  
右貴会ニ諮詢ス

#### 説明

近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移トニ稽ヘ、教育  
ノ各方面ニ亘リ、刷新振興ヲ圖ルコトハ刻下緊切ノ要務ナ  
リトス。依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項、各  
種ノ学校教育及社會教育ニ關スル事項、教育行政ニ關スル  
事項等ニ就キ、一層我ガ国教育ノ本義ヲ徹底シ、國運ノ伸  
暢ヲ圖ルニ必要ナル方策ヲ求ム。

### 諮詢第一号

我ガ国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ關シ実施スベキ方策如何

#### 説明

近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移トニ稽ヘ、教育ノ  
各方面ニ亘リ、刷新振興ヲ圖ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリト  
ス。依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ關スル事項、各種ノ学校  
教育及社會教育ニ關スル事項、教育行政ニ關スル事項等ニ就  
キ、一層我ガ国教育ノ本義ヲ徹底シ、國運ノ伸暢ヲ圖ルニ必要  
ナル方策ヲ求ム。

(注記9)

第号起 昭和十五年九月十九日 決 定 昭和 年月日 施 行 昭和 年月日

總裁 花押 (鈴木) 幹事長 (西池) 幹事 (白石) (自署) (中野) (印)  
(加藤・朱書) 幹事 (佐藤) (印) (田中) (自署) (内山) (印)  
(加藤・朱書) 幹事 (佐藤) (印) (白石) (自署) (内山) (印)

〔昭和十五〕年〔九〕月〔十九〕日

教育審議会總裁

内閣總理大臣宛

運ニ寄与セシコトヲ要ス。

高等教育ニ関スル件答申  
本会ハ諮詢第一号ニ付銳意審議中ノ処就中高等教育ニ關シ審議  
ノ結果別紙ノ通大学ニ關スル要綱、専門学校ニ關スル要綱並ニ  
中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ關  
スル要綱及答申候也

〔別紙〕

大學及專門學校ノ國家ニ負ヘル教育的、文化的の使命ノ極メテ  
大ナルモノアルハ勿論、未曾有ノ歴史的世局ニ際会シテ其ノ使  
命倍々重キヲ加フルノ秋ニ當リ、之ガ内容及制度ヲ刷新シ政  
治、經濟、産業、文化等ノ各方面ニ亘り、夫々ノ立場ニ於テ國  
家ノ須要ニ応ズル人材ノ育成、學術ノ研究ニ當ラシメ、來ルベ  
キ時代ニ於ケル任務ヲ完ウセシムルハ蓋シ喫緊ノ要務ナリト謂  
フベシ。

大學ハ國家ノ最高學府トシテ、其ノ地位ノ重要ナルニ鑑ミ、  
之ガ刷新振興ニ關シテハ特ニ深ク意ヲ用ヒ、我ガ國教學ノ本義

二則リ、時代ノ進運ニ応ジテ、必要ナル學部、學科等ノ拡充整  
備ヲ図ルト共ニ女子大學ノ創設ヲモ認メ、人格、識見卓越セル  
適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラズ彌々學術報國  
ノ精神ヲ昂揚シ、研究施設ヲ整備シテ、學界未踏ノ領域ヲ開拓  
スルト共ニ研學、修養鍛錬ノ施設ヲ充実シテ人物ノ鍊成ニ力  
メ、以テ克ク我ガ國學術、文化ノ創造發展ト國家有為ノ指導的  
人材育成ノ実ヲ挙ゲ、皇運無窮ノ隆昌ニ培ヒ、東亞及世界ノ進  
運ニ寄与セシコトヲ要ス。  
専門學校ハ中等學校教育ノ基礎ノ上ニ專門ノ學術技芸ヲ教授  
スル所トシ、大學ト相俟ツテ其ノ國家ニ負フ使命亦大ナルモノ  
アルニ鑑ミ、我ガ國教學ノ本義ニ則リ、東亞及世界ニ於ケル皇  
國ノ使命ニ即シテ、國家ニ須要ナル各般ノ專門學校就中產業ニ  
關スル專門學校ヲ拡充整備シ、又藝術教育ノ振興ヲ図リ、人  
格、識見卓越セル適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナ  
ラズ研學、修養鍛鍊ニ關スル施設ヲ整備シ、研究施設ノ充実ニ  
力メ、真ニ國家有為ノ指導的人材ヲ鍊成シ、我ガ國產業、文化  
ノ進展ニ貢獻シ、皇運無窮ノ隆昌ニ培ハシコトヲ要ス。  
曩ニ答申セル中等學校、高等學校及師範學校ニ關スル教育ノ  
刷新モ、蓋シ教員ニ其ノ人ヲ得ルニ非レバ、所期ノ成果ヲ收ム  
ルコト難シト謂ハザルベカラズ。此ニ於テ是等教員ノ養成及檢  
定ニ關スル制度ニ根本的再検討ヲ加ヘ、高等學校教員、師範學  
校教員ハ固ヨリ、中等學校教員モ亦大學卒業者ヲ以テ之ニ充ツ  
ルヲ本則トシ、広ク社會各方面ヨリ適材ヲ求ムルノ制ヲ樹ツル  
ト共ニ我ガ國教學ノ本義ニ則リ、時代ノ要望ニ応ジテ、之ガ養

成及検定ノ内容ヲ一新シ、人格、識見共ニ先覺タリ先達タルノ修養ヲ積マシムルノミナラズ新ニ教員試補制ヲ創設シテ教育者タルノ修練ニ徹セシムルノ方途ヲ講ジ、特ニ国民鍊成ノ時代的重要性ヲ自覺シ、教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ鞏キ信念ヲ有スル人物ヲ養成センコトヲ要ス。

叙上ノ趣旨ニ依リ、左記大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ關スル要綱ヲ審議決定セリ。政府ハ宜シク毅然タル決意ト周到ナル用意トヲ以テ、速カニ之ガ実施ニ關スル具体的の方策ヲ樹テ、必要ナル経費ハ之ヲ支出シ、其ノ実現ヲ期スルト共ニ他面之ニ關スル調査研究並ニ必要ナル指導監督ノ機関ヲ整備シ、所期ノ実積ヲ收ムルニ努メラレンコトヲ望ム。

(一) 国体ノ本義ヲ体シテ真摯ナル学風ヲ振作シ学術ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト  
(二) 皇國ノ使命ノ自覺ノ下ニ獨創的研究ニ力メ広ク東西ノ學術、文化ヲ攝取醇化シテ我ガ国學術、文化ノ創造發展ヲ圖ルコト  
(三) 学ノ綜合的理理解ヲ旨トシテ専門的研鑽ヲ遂ゲシメ識見ヲ長ズルト共ニ學德一体ノ修練ヲ積マシメ國家有為ノ指導的人材タラシムルコト  
(四) 東亜及世界並ニ国防ニ關スル認識ヲ深カラシムルコト  
学術ノ発達並ニ時代ノ進運ニ伴ヒ学部、学科、講座等ノ拡充整備ヲ期スルコト  
特ニ國力ノ發展ニ即応シテ工学部、理学部等ヲ拡充整備スルコト

## 記

## 大学ニ關スル要綱

- 一 大学ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究シ常ニ皇國ノ道ニ基キテ國家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニ力ムルヲ以テ目的トナスコト
- 二 学部ノ在学年限ハ現制通りトシ高等学校卒業ノ程度ヲ以テ入学資格トナスコト
- 特ニ予科ヲ置キタル場合其ノ修業年限ハ三年トシ入学資格其ノ他高等学校ニ準ズルコト
- 左記事項ヲ重視シテ最高学府タル大学ノ目的達成ニ力ムルコト

- 七 数個ノ学部ヨリ成ル大学ニアリテハ特ニ学部間ノ聯絡ヲ緊密ナラシメ綜合大学ノ実ヲ挙グルニ力ムルコト
- 八 學術ノ進歩發達ヲ期スル為特ニ大学ニ必要ナル綜合研究

機関ヲ附設スルコト

九

教授効果ノ完キヲ期スル為演習、実験、実習ヲ重視シ之ニ必要ナル図書館、演習室其ノ他実験、実習ニ関スル施設ノ整備ニ力ムルコト

十

研究科及大学院ノ制度ヲ整備シ其ノ機能ヲ十分ニ發揮セシムルコト

(一)数個ノ学部ヨリ成ル大学ニアリテハ研究科ヲ綜合シテ大学院ヲ置クコト

(二)研究科及大学院ハ教授指導ノ下ニ精深ナル研究ヲナサシムル所トシ之ニ必要ナル研究施設ヲ整備スルコト

(三)定員制ヲ設ケ入学者ヲ厳選スルコト

十一 学生ノ訓育、修養鍛錬ノ施設ヲ整備シ人物鍛成ノ完キヲ期スルコト

(一)訓育指導ニ関スル組織機構ヲ整備スルト共ニ全学教職員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙ゲルニ力ムルコト

(二)講堂、寮舎、学友会其ノ他修養鍛錬ニ関スル施設ヲ整備シ学生ノ全生活ニ亘リテ人物ノ修練ヲ積マシムルコト

(三)大量教育ノ弊ヲ矯メ力メテ師弟接触ノ機会ヲ多カラシムルコト

(四)自發的研学ノ風ヲ作興シ創造的才幹ヲ練磨セシムルコト

十二 身心一体ノ修練ニ意ヲ用ヒ体位ノ向上ト共ニ剛健闘達ナル氣風ヲ振作スルコト

(一)武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ関スル施設ノ拡充ヲ図ルコト

(二)学友会等ニ於ケル体育運動ヲ一層教育的ニ指導スルコト

十三

教授、助教授等ノ選任ヲ慎重ニシ人格、学識共ニ卓越セル人材ヲ広ク各方面ニ求ムルト共ニ之ガ後継者ノ養成ニツキ適切ナル方策ヲ樹ツルコト

総長、学長、学部長等ニ關シテハ特ニ其ノ地位ノ重要性ニ鑑ミ之ガ選任ノ慎重ヲ期スルコト

名譽教授ニ關シテモ亦之ガ選任ノ慎重ヲ期スルコト

十四 教授、助教授等ノ在外研究、海外視察等ノ施設ヲ拡充シ学術研究ノ進歩ニ貢献セシムルコト

十五 教授、助教授等ノ優遇ノ方途ヲ講ジ適材ヲ迎ヘテ教授及研究ニ専念スルヲ得シムルコト

十六 大学本部、其ノ他学部ニ於ケル行政事務ノ組織機構ヲ一層整備スルコト

十七 研究科及大学院ノ学生ニ対スル特選給費制ヲ拡充シ其ノ他学部ノ学生ニ対スル奨学施設ノ整備ヲ図ルコト

兵役法ノ改正ニ依リ学部在学中徵集セラル、学生尠カラザルノミナラズ高等学校入学資格ノ改正ニ伴ヒ進学年齢更ニ延長セラルベキヲ以テ学部学生ニ対シ徵集ヲ延期スベキ期間ヲ少クトモ一年延長シ滿二十五歳乃至二十六歳(医学部ハ滿二十六歳乃至二十七歳)迄トナスヲ適當ト認ムルコト

十九 大学及高等学校間ノ聯絡ヲ円滑ナラシムル為適正ナル方策ヲ樹ツルコト

(一) 同一ノ学部又ハ学科ヘノ受験回数ヲ適當ニ制限シ志望者ノ集中ヲ避ケルコト

(二) 高等学校ニ於テ適切ナル進学指導ヲナスコト

(三) 私立大学ノ堅実ナル発達ヲ期シ其ノ内容ヲ充実セシムルト共ニ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコト

(四) 特ニ自然科学ニ關スル施設ニ對シテハ一層之ガ助成ニ力ムルコト

二十 大学令ニ依ル女子大学ヲ創設シ女子ニ對シ大学教育ヲ受クルノ途ヲ開クコト女子大学ニ家政ニ關スル学科ヲ置クヲ得シムルコト

二十一 大学、学部特ニ女子ノ大学、学部等ノ設置ニ關シテハ國家ノ必要、学制ノ全体聯閏其ノ他各般ノ事情ヲ考察シ之ガ企画ノ適正ヲ期スルコト

二十二 左記事項ニ付学位ニ關スル制度ヲ改正スルコト

(一) 学界ニ功労アル外国人ニ對シ當該大学名ヲ冠シタル名譽学位ヲ授ケ得ルノ制ヲ設ケルコト

(二) 学位ヲ有スル者ニ對シ適當ナル優遇ノ方途ヲ講ズルコト

(三) 学位ノ認可取消、褫奪又ハ辞退ニ關スル事項ヲ具体的ニ定ムルコト

二十四 大学教育ノ刷新振興ト相俟チテ我ガ国学術、文化ノ進展ヲ期スル為左記方策ヲ講ズルコト

(一) 学術、文化ニ關スル研究機關ノ整備拡充ヲ図ルコト

(二) 学術研究ノ助成奨励ニ關スル施設ヲ拡充スルコト

(三) 広ク海外ニ亘リ学術、文化ノ交換ヲ促進シ我ガ国学

術、文化ノ振興、宣揚ニ力ムルコト

(四) 我ガ国学術、文化ノ進歩ニ功劳アリ業績顯著ナル者ニ對シ適當ナル表彰ノ方法ヲ講ズルコト

二十五 大学ノ国家最高学府タルノ使命ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ關シ必要ナル経費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト

#### 専門学校ニ關スル要綱

一 専門学校ハ中等学校教育ノ基礎ノ上ニ皇國ノ道ヲ体シテ専門ノ學術技芸ヲ修メシメ國家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニ力ムルヲ以テ目的トナスコト

二 專門学校中特ニ實業ニ關スル學術技芸ヲ教授スル学校ヲ實業専門学校ト称スルコト

三 專門学校ノ修業年限ハ現制通り三年以上トナスコト

現在修業年限三年ノ實業専門学校及其ノ他ノ専門学校中學術文化ノ進歩並ニ産業界ノ實際ニ照ラシ必要アルモノハ其ノ修業年限ヲ四年以上ニ延長スルコト

四 專門学校ノ入学資格ハ國民學校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年（女子ニアリテハ當分ノ内四年）以上ノ中等學校卒業ノ程度トナスコト但シ美術、音樂ニ關スル學術技芸ヲ教授スル専門學校ニ就テハ別ニ其

ノ入学資格ヲ考慮スルコト

教育施設ヲ特設スルコト

五 左記趣旨ニ依リ専門学校ノ目的達成ニ力ムルコト

九 水産業ノ振興ヲ期スル為大學ニ於ケル関係学科ヲ充実ス

(一) 国体ノ本義ヲ体シテ真摯ナル校風ヲ振作シ専門ノ學術  
技芸ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナ  
ラシムルコト

ル外高等水產学校ノ拡充整備ヲ國リ遠洋漁業科其ノ他必  
要ナル学科ヲ加設スルコト

実業専門学校ニアリテハ特ニ經濟產業ノ國家的意義ヲ  
明ラカニシ産業ヲ通シテ國ニ報ユルノ精神ニ徹セシム  
ルコト

十 医学ハ大学教育ヲ以テ本則トナスモ専門程度ノ教育施設  
ニ関シテモ之ガ整備充実ヲ國リ就中診療実習施設ノ完備  
ヲ期スルコト

(二) 基礎的教養ト相俟チテ専門ノ学芸ヲ研修セシムルト共  
ニ身心ノ修練ヲ重ンジ以テ國家有為ノ指導的人材タラ  
シムルコト

(三) 東亜及世界並ニ国防ニ關スル認識ヲ深カラシムルコト

十一 國民体育ノ重要性ニ鑑ミ体育専門学校ノ拡充整備ヲ國リ  
体育指導者ノ養成ニ力ムルコト

(四) 教育ヲシテ産業、文化ノ實際ニ即セシムルヲ旨トナス  
コト

前項ノ外一般ノ大学又ハ専門学校ノ卒業者中体育指導者

(五) 女子ノ専門学校ニアリテハ特ニ婦徳ノ涵養ニ留意スル  
コト

タルニ適スル者ヲ選抜シテ一定期間必要ナル教育ヲ施シ  
体育指導者タラシムルノ方途ヲモ講ズルコト

六 我ガ国産業發展ノ趨向ニ隨ヒ実業専門学校ノ拡充整備ヲ  
國ルコト

十三 美術、音楽ニ關スル専門教育ヲ整備充実シ我ガ国芸術文  
化ノ創造發展ニ資セシムルコト

(一) 美術学校及音樂学校本科ノ修業年限ハ四年以上トナス  
ヲ建前トシ其ノ教育内容ヲ刷新スルコト

七 海外發展ノ重要ナルニ顧ミ拓殖及貿易ニ從事スル者ニ必  
要ナル専門学校程度ノ教育ヲ拡充整備スルコト

(二) 研究科ノ充実ヲ國リ專任ノ教授其ノ他必要ナル施設ヲ  
整備スルコト

八 我ガ国海運業ノ将来性ニ稽ヘ高等海員ヲシテ海運ニ關ス  
ル精深ナル研究ヲ為サシムル為高等商船学校ニ適當ナル

(二) 美術学校及音樂学校ニ夫々美術、音樂ニ關スル研究機  
関ヲ附置シ之ガ精深ナル研究ヲナサシムルコト

- (四) 美術、音楽ノ早期指導ニ関シ適切ナル施設ヲ考慮スルコト
- 十四 工芸ニ関スル専門教育ノ整備充実ヲ図リ我ガ国工芸文化ノ進展ニ資セシムルコト
- 十五 大学ニ専門部ヲ附属セル場合之ガ質的充実ヲ期シ教員組織其ノ他必要ナル施設ノ整備ヲ図ルコト
- 十六 我ガ国女子ノ特性ヲ顧慮シ女子ノ専門教育ヲ整備充実スルコト
- 十七 実務従業者ニ対シ夜間其ノ他ノ機会ニ於テ専門教育ヲ施設適當ナル施設ヲ整備充実スルコト
- 十八 特ニ産業ニ關スル実務ノ経験アル者ニ対シ適當ナル施設ヲ講ジ実業ニ関スル専門教育ヲ受クルノ途ヲ開クコト
- 十九 教授効果ノ完キヲ期スル為演習、実験、実習ヲ重視シ図書館、実驗室、実習場等必要ナル施設ノ整備充実ヲ図ルコト
- 二十 特ニ実業専門学校ニアリテハ産業界ト緊密ナル聯絡ヲ保チ實地ノ修練ヲ積マシムルノ方法ヲ考究スルコト
- 二十一 身心一体ノ修練ヲ重ンジ体位ノ向上卜共ニ剛健闘達ナル氣風ヲ養フコト
- 二十二 (一) 武道、教練、体育運動、保健衛生ニ關スル施設ノ拡充ヲ図ルコト  
(二) 校友会等ニ於ケル体育運動ヲ一層教育的ニ指導スルコト
- 二十三 教授、助教授及助手ノ定員ヲ増加スルト共ニ学生定員ヲ適當ナラシメ教育ノ実績ヲ挙ゲルニ力ムルコト
- 二十四 教授、助教授等ノ在外研究、内地研究及海外観察等ノ制度ヲ拡充シ其ノ他學識、識見ノ深化向上ヲ図ルニ適當ナル方途ヲ講ズルコト
- 二十五 初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為適當ナル方策ヲ考慮スルコト
- (一) 訓育指導ニ關スル組織機構ヲ整備シ全校職員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙ゲルコト

二十六 私立専門学校ノ堅実ナル發達ヲ期シ其ノ内容ヲ充実セシムルト共ニ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコト

特ニ自然科学ニ関スル施設ニ対シテハ一層之ガ助成ニ力ムルコト

(二)常ニ学識ノ深化、識見ノ向上ニ力ムルト共ニ身心一体ノ修練ヲ重ンジ青年指導ノ実力ヲ養フコト

(三)教育ノ重要性ヲ自覺シ教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ信念ニ徹スルコト

二十七 専門学校ノ設置、学生定員等ニ関シテハ國家ノ必要、學制ノ全体聯関其ノ他各般ノ事情ヲ考慮シ之ガ企画ノ適正ヲ期スルコト

二十八 専門学校ノ國家的使命ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ關シ必要ナル経費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト

中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱

一 中等学校、高等学校及師範学校ノ教員ハ大學卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則トナスコト

二 中等学校教員ニ關シテハ當分ノ間修業年限四年以上ノ専門学校卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ得シムルコト

修業年限三年ノ専門学校ヲ卒業シテ教員タラントスル者ニ対シテハ更ニ一年間適當ナル施設ニ於テ必要ナル教育ヲ受ケシムルコト

三 教員タラントスル者ハ左記趣旨ニ依リ國民鍊成ノ重キニ任ズルノ人物タルベキコト

(一)皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシ東亞及世界ニ於ケル歴史的使命ノ自覺ノ下ニ實踐躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積ムコト

ムコト

四 文理科大学ノ内容ヲ刷新スルト共ニ新ニ体育ニ關スル学科ヲ設クルコト

必要ニ應ジ文理科大学ニ予科ヲ附屬セシムルコト  
文理科大学ニ入学シ得ル者ハ予科修了者、高等学校卒業者及之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トナスコト

五 女子大学ヲ創設シ其ノ卒業者ヲ以テ中等学校、女子高等学校及女子師範学校ノ教員タラシムルノ途ヲ開クコト  
六 高等師範学校及女子高等師範学校ヲ專門学校トシ之ヲ存置スルコト

七 大學卒業者ヲシテ實業教員タル者ヲ多カラシムル為学生ノ定員ヲ増加シ又ハ大學ノ設置ニ付考慮スルコト  
實業教員養成機關ノ修業年限ヲ延長シテ其ノ拡充整備ヲ図リ實業教員ノ供給上支障ナカラシムルコト

八 音楽、図画及工作ノ教員養成機關ノ修業年限ヲ延長スルト共ニ拡充整備ヲ図ルコト

九 体育専門学校ヲ創設シ体操教員ノ養成ニ當ラシムルコト  
大學及専門学校ノ學生ニシテ教員タラントスル者ニ対シ必要ナル課程ヲ履修スルヲ得シムルコト

前項ノ學生ニ対シ必要ニ依リ授業料ヲ免除シ又ハ學資ヲ

給スルコト

授業料ノ免除又ハ学資ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ卒業後一定期間教職ニ從事スルノ義務ヲ負ハシムルコト

左記趣旨ニ依リ教員検定制度ヲ刷新スルコト

(一)教員タラントスル者ニ対シ凡テ検定ヲ行フコト

(二)検定ハ学力、性行、身体ニ付一層厳正ニ之ヲ行フコト

(三)検定内容ヲ刷新シ検定ノ単位ヲ二科目以上トナスコト

(四)実業ニ関スル実地経験ニ富メル者ヲシテ実業科教員タラシムルノ途ヲ講ズルコト

十一 教員検定ニ関スル行政機構ノ拡充整備ヲ図リ検定制度運用ノ完キヲ期スルコト

(一)教員検定委員会及検定事務ノ組織機構ヲ拡充整備スルコト

(二)監督機関ヲ特設シ無試験検定ニ関スル監督指導ヲ一層厳正ナラシムルコト

十二 中等学校教員試補制ヲ設ケ初任後一定期間ヲ試補トシ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムルコト

前項ノ修練ヲ積マシムル為教員練習所ヲ設置スルコト

試補期間中ノ待遇ハ正教員ト同一ナラシムルコト

十三 教員練習所ニ於テハ特ニ左記趣旨ニ依リ教員トシテ必要ナル訓練ヲ施スコト

(一)我ガ国教育ノ本義ヲ体シ教育ヲ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト

(二)教育ニ関スル理論及実際ノ研修ヲ為サシメ併セテ一般

(三)寮舍其ノ他修養鍛錬ノ施設ヲ整備シ人物ノ鍊成ヲ期スルコト

十四 中等学校教員再教育ニ關スル恒久的制度ヲ確立シ相当長期ニ亘リテ再教育ヲ施スコト

十五 高等学校及師範学校ニ於ケル教員ノ検定及任用ニ關シテハ特ニ慎重ヲ期スルコト

十六 師範学校ニ於ケル初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為中等学校教員ニ準ジ試補制ヲ設クルコト

十七 高等学校ニ於ケル初任ノ教員ニ關シテモ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為適切ナル方途ヲ講ズルコト

高等学校、師範学校ニ於ケル教員ノ在外研究及内地研究ニ關スル制度ヲ拡充シ其ノ他学識、識見ノ深化向上ヲ図ルニ適切ナル方策ヲ樹ツルコト

十八 中等学校、高等学校及師範学校ヲ通ジテ教<sub>〔殊消〕</sub><sub>〔加筆〕</sub>育員ノ質的向上ニ伴ヒ特ニ之ガ優遇ノ方途ヲ講ジ広ク各方面ヨリ適材ヲ招致スルニ力ムルコト

十九 中等学校、高等学校及師範学校ヲ通ジテ教員ノ需給配分ヲ適正ナラシムルヲ旨トシ之ガ企画ノ周到ヲ期スルコト

二十 教員ノ養成及検定ノ重要性ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ關シ必要な経費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト

昭和十五年九月〔十九〕<sup>〔加筆〕</sup>日教育審議会第十二回総会ニ於ケ

ル諮詢第一号中、大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関ス  
ル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教  
員ノ養成及検定ニ関スル要綱ニ関スル田所特別委員長  
報告要領

## 目 次

一 経過報告	一
一 大学ニ関スル要綱説明	六
一 専門学校ニ関スル要綱説明	一一
一 中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成 及検定ニ関スル要綱説明	三六
一 結語	四九

## 経過報告

本教育審議会ハ昭和十二年十二月ノ第一回総会以来、委員各  
位ノ御熱心ナル御審議ニヨリマシテ、教育ノ刷新上幾多重要ナ  
ル事項ヲ答申シ、文政当局ノ有力ナル指針ト致シテ參ツタノデ  
アリマス。昭和十三年七月、青年学校教育義務制実施ニ関スル  
件ヲ、同年十二月ニハ国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件  
ヲ答申シ、更ニ昭和十四年九月十四日ノ総会ニ於テ、中等学校  
及高等学校ニ關スル件ヲ決定答申致シタノデアリマシテ、其ノ  
経過ハ各位ノヨク御承知ノ通リデアリマス。特別委員会ニ於テ  
ハ其ノ後引続キ、学制ノ最終段階タル大学及専門学校ニ關スル  
事項並ニ之ト関聯深キ、中等学校、高等学校及師範学校ニ於ケ

ル教員ノ養成及検定ニ關スル事項ノ審議ニ入ツタノデアリマシ  
テ、九月下旬ヨリ十一月上旬ニ至ル迄、前後十回ニ亘り、熱  
心ニ論議ヲ重ねタノデアリマス。而シテ意見ノ発表モ一段落ヲ  
告ゲマシタノデ、十一月十日、林博太郎伯爵外十四名ノ整理委  
員ヲ指名致シ、特別委員会ニ於ケル論議ヲ基礎トシテ、前述諸  
件ニ關スル答申ノ具体案作成ヲ委嘱スルニ至ツタノデアリマ  
ス。爾來整理委員ノ各位ハ其ノ責任ノ大ナルヲ痛感致サレマシ  
テ、即日議事ヲ開始サレ、毎週水、金ノ二日熱心ニ検討ヲ致サ  
レタノデアリマス。而シテ二月ヨリ三月ニ至ル帝国議会ノ繁忙  
期ヲ除キ、六月二十八日ニ至ル迄、約六ヶ月間終始倦ムコトナ  
ク、前後四十回ノ多キヲ費シテ慎重審議ヲ遂ゲラレ、其ノ問  
当局トモ忌憚ナク意見ヲ交換セラレ、全員一致ヲ以テ大学ニ關  
スル要綱、専門学校ニ關スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校  
教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ關スル要綱ヲ可決セラル、  
ニ至ツタノデアリマシテ、六月二十八日、是等諸案ニ關スル報  
告ヲ林整理委員長ヨリ受領致シタノデアリマス。依ツテ去ル七  
月五日、六日及八日ノ三日間ニ亘リテ特別委員会ヲ開催シ、右  
要綱ヲ附議シテ慎重審議ヲ致シマシタ結果、之又全会一致ヲ以  
テ之ヲ可決シ、別紙報告書ノ通り總裁ニ御報告申上ゲタ次第デ  
アリマス。之ニ依ツテ学制ノ全般ニ亘り、下ハ国民学校ヨリ上  
ハ大学ニ至ル迄一応ノ審議ヲ了ヘルコトニナルノデアリマス。  
惟フニ内外未曾有ノ歴史的世局ニ際会シ、學術研究ノ振興ト  
共ニ指導的人材養成ノ要アルコト今日ヨリ急ナルハナイノデア  
リマシテ、大学及専門学校ノ國家ニ負フ所ノ教育的、文化的使

命ハ極メテ大ナルモノアルヲ思ハシメルノデアリマス。此ノ秋ニ当リ我ガ国教学ノ本義ニ則リ、時代ノ進運ニ応ジテ大学及専門学校ノ制度及内容ヲ刷新シ、政治、経済、産業、文化等ノ各方面ニ亘リ、夫々ノ立場ニ於テ、国家ノ必要トスル人材ノ鍛成、学術ノ研究ニ当ラシメ、来ルベキ時代ニ於ケル指導的任務ヲ完ウシテ、皇運無窮ノ隆昌ニ培ヒ、東亜及世界ノ進歩ニ寄与セシムルハ、蓋シ喫緊ノ要務ナリト謂ハナケレバナリマセヌ。

特ニ大学ハ我ガ国最高ノ学府トシテ其ノ地位極メテ重要ナルニ鑑ミ、之ガ刷新振興ニ関シテハ十分深ク意ヲ用フベキデアリマス。輒チ学術ノ進歩並ニ世局ノ進運ニ応ジテ必要ナル学部、学科等ノ拡充整備ヲ図リ、学識、徳望卓越セル適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラズ、彌々学術報國ノ精神ヲ昂揚シ、研究施設ヲ整備シテ学術研究ノ振興ヲ期スルト共ニ学生ノ研學、修養鍛錬ノ施設ヲ充実シテ人物ノ鍛成ニ力メシメ、以テ克ク我ガ国学術、文化ノ創造發展ト國家有為ノ指導的人材鍛成ノ実ヲ挙ゲンコトヲ期スベキデアリマス。而シテ多年ノ懸案ヲ解決シテ女子大学ノ創設ヲ認メ、國家ノ須要ニ応ズル指導的女性ヲ養成シ、我ガ国学術、文化ノ進歩ニ女性ノ協力ヲ求ムルコトモ亦刻下極メテ肝要信ズルノデアリマス。

大学ト相俟ツテ専門学校ノ有スル使命モ亦大ナルモノガアルノデアリマシテ、之ガ刷新振興ニ関シ特ニ意ヲ用ヒネバナリマセヌ。輒チ東亜及世界ニ於ケル皇國ノ歴史的使命ニ即シテ、國家ニ須要ナル各般ノ専門学校就中產業ニ関スル専門諸学校ノ拡充整備ニ力メ、芸術教育ノ振興ヲ図リ、人格、識見卓越セル適

材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラズ、研究、修養鍛練ノ施設ヲ整備シ、研究施設ノ充実ニ力メ、以テ国家有為ノ指養的人材ヲ鍛成シ、産業、文化ノ進展ニ貢献スルコトガ肝要デアリマス。

更ニ本教育審議会ガ曩ニ答申致シマシタ中等学校、高等学校及師範学校ニ關スル教育ノ刷新モ、蓋シ教員ニ其ノ人ヲ得ルニ非ザレバ所期ノ成果ヲ收ムルコト難シト云ハナケレバナリマセヌ。従ツテ之ガ養成及検定ニ關スル制度ニ根本的再検討ヲ加ヘ、中等学校教員ニ關シテハ現下教員需給ノ実情ニ照シテ、当分ノ間専門学校程度ノモノヲ認ムルハ、蓋シ已ムヲ得ナイコトデアリマスガ、中等学校以上ノ教員ハ大学卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則トシ、広ク社会ノ各方面ヨリ適材ヲ求ムルノ制ヲ樹ツルト共ニ我ガ国教学ノ本義ニ則リ、時代ノ要望ニ応ジテ教員ノ養成及検定ノ面目ヲ一新シ、人物ノ鍛成ヲ旨トシテ先覺タリ先達タルノ修養ヲ積マシムルノミナラズ、新ニ教員試補制ヲ創設シテ教育者タルノ修練ニ徹セシムルコト、シ、教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ輩キ信念ヲ有スル人物ヲ鍛成スルコトガ肝要デアルト考ヘルノデアリマス。

以上申述ベマシタ所ハ以下申述ベマス所ノ大学ニ關スル要綱、専門学校ニ關スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ關スル要綱ノ骨子トモイフベキモノデアリマシテ、之ガ詳細ニ關シテハ各要綱ニ付逐次御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス。

## 大學ニ関スル要綱説明

第一項ハ大学ノ目的の使命ニ関スル事項デアリマシテ、委員会ニ於テ最モ慎重審議ヲ尽シタ事柄デアリマス。即チ第一項前段ニ於テ大学ノ國家ニ對シテ負フ最高ノ教育的、文化的使命ヲ明ラカニシ、大学ハ最高ノ学府トシテ國家ニ須要ナル学術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究スル所トシ、学術ノ研究ト教授トヲ一体トシテ国家有為ノ人材ヲ育成スルト共ニ我が国学術、文化ノ創造發展ヲ期スベキコト、致シタノデアリマス。而シテ其ノ教授シ研究スル所ノ學術ハ、特ニ我が國家ニ須要ナルモノタルヲ要スルノデアリマシテ、其ノ学ハ洋ノ東西ニ亘ルト雖モ、之ヲ綜合シ醇化シテ我が国学術、文化ノ創造發展ニ資セシムルヲ旨トスベク、又其ノ学ハ理論的タルト應用的タルトヲ問ハズ、齊シク本国ニ培ヒ皇運無窮ノ隆昌ニ貢献スル所ノモノタルヲ要スルノデアリマス。更ニ後段ニ於テ常ニ皇國ノ道ニ基キテ國家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニ力ムベキコトヲ明示致シタノデアリマス。蓋シ大学ニ於ケル学術ノ教授、研究ノ指導ハ勿論、学生生活ノ全般ニ亘リテ常ニ皇國ノ道ニ則ツテ学生ヲ指導スルヲ旨トシ、國体ノ本義ニ徹セシメ、學徳ヲ一体トシテ國家有為ノ人材タラシムルノ要アルヲ認メタノデアリマス。

一 學術ノ進歩、時代ノ進運ニ伴ヒ、大學學部ノ修業年限就中医学部、工学部等ノ修業年限ニ關シテハ検討ヲ要スルモノナシトシナイノデアリマスガ、社會ノ要望其ノ他各般ノ事

情ヲ考慮シテ審議ノ結果、第二項ノ如ク學部ノ修業年限ハ現制通リトナスヲ以テ適當ナリト認メ、其ノ入学資格ノ如キモ現制ニヨリ高等学校卒業程度ト致シタノデアリマス。特ニ大学ニ予科ヲ置ク場合、高等学校ニ準ジテ其ノ修業年限ヲ三年トシ、中等学校卒業ノ程度ヲ以テ入学資格ト致シタノデアリマス。現制ノ二年制予科ハ從来ノ実績ニ徵シ、大学ノ基礎教育トシテハ十分ナラザルモノアルヲ以テ之ヲ廢止スルノデアリマス。尚中等学校卒業ノ程度ヲ以テ大学予科ニ聯絡セシムルコト、ナリタル關係上、中學校第四学年ヨリ連絡スル三年制ノ予科モ亦自然廢止セラル、ノデアリマス。

一 第三項ハ最高学府タル大学ノ目的達成上特ニ重視スベキ事項ヲ示シタノデアリマス。其ノ一ハ教學ニ對スル大学ノ根本的態度ニ關スルモノデアリマシテ、國体ノ本義ヲ體シテ真摯ナル学風ヲ振作シ、學術報國ノ精神ニ徹スベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。其ノ二ハ大学ノ文化的使命ニ關スルモノデアリマシテ、皇國ノ世界史的使命ノ自覺ノ下ニ獨創的研究ニ力メ、広ク東西ノ學術、文化ヲ綜合シ攝取醇化シテ我が国学術、文化ノ創造發展ニ力ムベキコトヲ明ラカニシ、其ノ三及四ハ大学ノ教育的使命ニ關スルモノデアリマシテ、學生ヲシテ學ノ全的把握ヲ旨トシテ専門的研究ヲ遂ゲシメ、識見ヲ長ズルト共ニ學徳一体ノ修練ヲ積マシメテ國家有為ノ指導的人材タラシメンコトヲ期シ、更ニ東亞及世界並ニ国防ニ關スル認識ヲ深カラシメテ大國民タ

ルノ自覺ニ徹セシムルコト、致シタノデアリマス。而シテ之等ノ精神ヲシテ第四項以下ニ掲ゲマシタ各般ノ制度施設ノ整備並ニ教授陣容ノ充実等ト相俟ツテ、大學學園ノ中ニ透徹セシムルコトガ肝要アルト信ズルノデアリマス。

一 大學ヲシテ克ク其ノ使命ヲ遂行シ、國家ノ要望ニ對ヘテ時代ニ於ケル指導的任務ヲ完ウセシメンガ為ニハ、第四項ノ如ク學術ノ發達並ニ時代ノ進運ニ應ジテ必要ナル學部、學科、講座等ノ拡充整備ニ力ムルコトガ肝要デアリマス。特ニ現下國防ノ充実、產業ノ發展ニ即応シテ工學部、理學部等ノ拡充整備ヲ期スルハ極メテ必要ト考ヘラレルノデアリマス。東亞及世界ニ於ケル我國ノ地位使命ニ鑑ミテ、一層日本文化、東洋文化ニ關スル學科、講座等ノ拡充整備ヲナスガ如キモ亦極メテ緊要デアリマス。

一 第五項乃至第九項ハ大學ニ於ケル研究及教授ニ關スル制度施設ノ整備充実ニ關スル事項デアリマシテ、特ニ第五項ハ學科、講座等ニ關スルモノデアリマス。從來學科、講座等ニ屬スル教授、助教授及助手等ノ定員ハ甚ダ不備デアリマシテ、最高學府トシテノ使命達成上遺憾ナルノミナラズ、教授ノ後繼者養成上ニモ支障ヲ来スコト稀デハナイノデアリマス。依ツテ第五項ノ如ク之ガ整備充実ヲ図リ、必要ニ応ジテ定員ノ增加ニ力ムルヲ以テ肝要ト認メタノデアリマス。又特定ノ講座ニ屬セザル助教授及助手ヲ置キテ、講座間ニ融通ノ途ヲ開ク外、新興學問ノ研究指導ニ當ラシムルガ如キモ必要デアリマス。更ニ各學科、講座等ニ分配サ

ル、研究費ハ極メテ僅少ニシテ、研究及教授ニ著シク困難ヲ感ジツ、アル実情デアリマス。將來之ガ経費ヲ潤沢ニシ、大學ノ使命遂行上支障ナカラシメンコトヲ期スベキデアリマス。寄附講座ノ如キモ一般講座ト等シク十分ナル設備条件ヲ具備スルニ非ザレバ認メザルコト、シ、其ノ充実ヲ圖ルベキデアリマス。

一 學術ノ分化發達ニ伴ヒ諸分科ノ綜合聯絡ヲ必要トスルモノ、年ト共ニ顯著トナリ來ツタノデアリマシテ、第六項乃至第八項ハ之ニ關スル事項デアリマス。而シテ第六項ニ於テハ力メテ關聯アル學科、講座間ノ聯絡ヲ緊密ナラシムルト共ニ教授學生等ノ共同研究、綜合研究ノ促進ヲ図リ、或ハ共同研究室ヲ設ケ特別ノ研究員ヲ置ク等之ニ必要ナル制度施設ノ整備ヲナスノ要アルヲ認メタノデアリマス。

第七項ノ如ク特ニ數個ノ學部ヨリナル綜合大學ニアリテハ、教授上ニ於テモ研究上ニ於テモ一層學部間ノ聯絡ヲ緊密ナラシムルコトガ肝要デアリマス。ソレハ獨リ人文科學及自然科學各々ノ範圍内ノミニ止ラズ、更ニ是等兩者間ノ聯絡ヲモ一層緊密ナラシメ、全學部ヲ一体トシテ真ニ綜合大學ノ実ヲ擧グルニ力メナケレバナリマセヌ。

更ニ教職員及學生ノ共同研究、綜合研究ヲシテ一層有効ナラシメンガ為、第八項ノ如ク學術ノ進歩並ニ時代ノ要望ニ応ジテ大學ニ有力ナル綜合研究機關ヲ特設シ、學術研究ノ進歩發達ニ貢獻セシムルコトガ肝要デアリマス。

一 教授ニ當リテハ力メテ學生ノ自發的研究ヲ指導獎励シ、第

九項ノ如ク演習、実験、実習等ヲ重視シテ教授ノ徹底ヲ期スベキデアリマス。而シテ之ガ為図書館、演習室、実驗室、実習場等ノ整備充実ニ力ムルノ要アルハ申ス迄モアリマセヌ。

一 第十項ハ研究科及大学院ニ関スル事項デアリマス。委員会ニ於テハ学術研究ノ振興、研究者ノ養成等ト関聯シテ特ニ本制度ノ刷新強化ヲ図ルノ要ヲ認メタノデアリマス。而シテ学術研究ノ本旨ニ照ラシ、数個ノ学部ヲ置ク大学ニアリテハ、各学部ノ研究科ヲ綜合シテ必ズ大学院ヲ置クコト、致シタノデアリマス。更ニ研究科及大学院ハ何レモ教授指導ノ下ニ専門ノ事項ニ付精深ナル研究ヲ遂ゲシムル所トシ、之ニ必要ナル研究施設及指導組織ノ整備ヲ期シタノデアリマス。又研究科及大学院ノ入学ニ關シテハ学術研究ノ適任者ヲ得ルヲ旨トシ、各学部ニ於テ適當ナル定員ヲ定メ、其ノ入学者ヲ厳選スルコト、致シタノデアリマス。

一 学術ノ研究及教育ニ關スル制度施設ノ整備充実ト相俟チテ、教授其ノ他教職員ニ其ノ人ヲ得ルコトハ、蓋シ大学ノ刷新振興ヲ期スル上ニ於テ極メテ重要ナコトデアリマシテ、委員会ニ於テモ特ニ重大ナ関心ヲ以テ論議サレタノデアリマス。即チ第十三項ニ示シマシタ如ク教授、助教授等ノ選任ヲ慎重ニシ、最高学府タルノ地位ニ顧ミテ専ラ人格、学識ニ重キヲ置キ、真ニ大学教授タルベキ一世ノ適才ヲ広ク各方面ニ求メルコト、致シタノデアリマス。而シテ之ト同時ニ其ノ後繼者ノ養成ニ付大イニ意ヲ用ヒ、之ニ関シ最善ノ方策ヲ樹ツルコトガ極メテ大切デアルト信ズルノデアリマス。

大學、学部ノ首脳タル総長、学長、学部長等ノ人格、識見ハ学風ノ隆替ニ關スル所極メテ大デアリマシテ、其ノ地位拳グルニ力ムルコトガ肝要デアリマス。又講堂、寮舎、学友会其ノ他修養鍛錬ニ關スル施設ヲ整備シ、学生ノ全生活

ニ瓦リテ人物ノ修練ヲ積マシムルノ要アルハ申ス迄モアリマセヌ。大量教育ノ弊ヲ矯メ、力メテ師弟接触ノ機会ヲ多カラシメ、相携ヘテ道ヲ求メ真理ヲ探求スルノ態度ヲ養フコト、其ノ他自發的研学ノ風ヲ作興シテ創造的才幹ヲ練磨スルコト等モ亦極メテ大切デアリマス。

更ニ身心一体ノ修練ニ意ヲ用ヒ、武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ關スル施設ヲ拡充シ、学生ヲシテ体位ノ向上ト共ニ剛健闊達ナル氣風ノ振作ニ力メシムベキデアリマス。特ニ学友会等ニ於ケル体育運動ニ關シテハ、從來往々見ル所ノ流弊ヲ矯メ、之ヲ一層教育的ニ指導スルコトガ肝要デアルト考ヘマス。

一 学術ノ研究及教育ニ關スル制度施設ノ整備充実ト相俟チテ、教授其ノ他教職員ニ其ノ人ヲ得ルコトハ、蓋シ大学ノ刷新振興ヲ期スル上ニ於テ極メテ重要ナコトデアリマシテ、委員会ニ於テモ特ニ重大ナ関心ヲ以テ論議サレタノデアリマス。即チ第十三項ニ示シマシタ如ク教授、助教授等ノ選任ヲ慎重ニシ、最高学府タルノ地位ニ顧ミテ専ラ人格、学識ニ重キヲ置キ、真ニ大学教授タルベキ一世ノ適才ヲ広ク各方面ニ求メルコト、致シタノデアリマス。而シテ之ト同時ニ其ノ後繼者ノ養成ニ付大イニ意ヲ用ヒ、之ニ関シ最善ノ方策ヲ樹ツルコトガ極メテ大切デアルト信ズルノデアリマス。

大學、学部ノ首脳タル総長、学長、学部長等ノ人格、識見ハ学風ノ隆替ニ關スル所極メテ大デアリマシテ、其ノ地位

ノ重要ナルモノアルニ顧ミ、特ニ之ガ選任ノ慎重ヲ期スルコトガ肝要デアリマス。

名譽教授ニ関シテモ亦選任ニ慎重ヲ要スルハ申ス迄モアリマセヌ。

一 教授ノ選任ヲ適正ナラシムルコト、相俟ツテ大イニ考慮ヲ

要スルハ優遇ノ問題デアリマス。現在教授、助教授及助手等ノ待遇ハ其ノ職務ノ重要ナルニ対シテ、甚ダ十分ナラザル憾ガアルノデアリマス。第十五項ニ掲ゲマシタ如ク速ニ之ガ優遇ノ方途ヲ講ジ、適材ヲ迎ヘテ教育及研究ニ専念スルヲ得シメナケレバナリマセヌ。

一 大学ハ学術研究ノ府トシテ学界ノ進歩、時代ノ進運ニ応ジ

テ常ニ研究ノ促進ニ力ムルノ要アルハ申ス迄モアリマセヌガ、更ニ第十四項ノ如ク在外研究、海外視察及内地研究等ノ施設ヲ拡充シ、教授、助教授等ヲシテ広ク内外ニ於ケル学術、文化ノ実際ニ付必要ナル研究ヲナサシメ我ガ国学術、文化ノ進展ニ貢献セシムルコトガ肝要デアリマス。

一 最高学府トシテノ大学本来ノ使命ガ学術ノ研究及教授ニ存

スルハ申ス迄モナイコトデアリマスガ、之ニ関スル行政事務ノ運用完キヲ期スルコトモ亦極メテ大切デアリマシテ、之ガ為第十六項ニ於ケルガ如ク、大学並ニ学部ニ於ケル行政事務ノ組織及人的機構ノ整備充実ヲ図ルノ要アルヲ認ムルノデアリマス。

一 第十七項及第十八項ハ奖学施設、徵集延期等主トシテ学生ニ関スル事項デアリマシテ、第十七項ノ如ク研究科及大学

院ノ学生ニ対スル特選給費制ヲ拡充シ、其ノ他学部ノ学生ニ対スル奖学施設ヲ整備スルコトハ極メテ必要デアリマス。是レ広ク各方面ノ人材ヲシテ大学教育ヲ受クルノ機会ヲ得シムルノミナラズ、國家トシテ有為ノ適材ヲ得ル所以ニ外ナラヌノデアリマシテ、緊要ナ事柄デアルト信ズルノデアリマス。

過般ノ兵役法改正ノ為学部在学中ニ徵集セラル、学生ハ決シテ少クナク、約三割前後ニ及ブ状況デアリマス。斯クノ如キハ人材ノ育成並ニ我方国文化ノ進展ヲ期スル上ニ於テ甚ダ遺憾ナルノミナラズ、特ニ国家トシテ指導的人材ヲ要スルコト益々切ナルモノアルノ時、之ガ補給上ニモ支障ガ少クナイノデアリマス。加之本審議会ノ決定ニ基キテ高等学校入学資格改正セラル、時ハ更ニ進学年齢ノ延長トナルヲ以テ、第十八項ノ如ク学部学生ニ対スル徵集延期ノ期間ヲ少クトモ一年延長シ、満二十五歳乃至二十六歳（医学部ハ満二十六歳乃至二十七歳）迄トナスヲ適當ト認メタノデアリマス。

一 第十九項ノ如ク大学及高等学校間ノ聯絡ヲ円滑ナラシメ、大学卒業ニ至ル迄ノ教育年限ヲ短縮スルト共ニ一大学ニ志望者ノ集中スル弊ヲ矯ムルハ極メテ大切ナ事柄デアリマス。之ガ為一面ニ於テ志望多キ学部、学科等ノ拡充ヲ考慮スル要アルコトモ勿論デアリマスガ、國家トシテ同一学部又ハ学科ヘノ受験回数ヲ適當（二回位）ニ制限スルコトガ必要デアリマス。又高等学校ニ於テ適切ナル進学指導ヲナ

スコト等モ是非為サルベキコト、思フノデアリマス。

一 私立大学ハ夫々建学ノ歴史ト伝統ヲ有シ、官公立ノ大学ト相並ンデ人材ノ育成ト我ガ国学術、文化ノ進歩トニ貢献シ来ツタノデアリマシテ、其ノ国家ニ於ケル地位ト使命トハ甚ダ重要ナルモノガアルノデアリマス。第二十項ノ如ク益々之ヲ堅実ニ發達セシメテ其ノ内容ノ充実ヲ期シ、一層監督ヲ適正ナラシムルト共ニ必要ナル助成ノ方途ヲ講ズベキデアリマス。特ニ自然科学ニ関スル施設ニ対シテハ一層之ガ助成ニ力メ、國家ノ須要ニ応ゼシムルコトガ肝要デアルト考ヘマス。

一 第二十一項女子大学ノ問題ハ、多年論議ヲ重ネテ今日ニ至リ而モ容易ニ解決ヲ見ナカツタノデアリマシテ、委員会ニ

於テモ特ニ慎重審議ヲ尽シタ事柄デアリマス。然シナガラ今ヤ世運ノ進歩ハ著シク、殊ニ東亜及世界ニ於ケル歴史的重大時局ニ當面シテ、男子ニ対スルト等シク女子ニ対シテ国家ノ期待スル所亦極メテ大ナルモノガアルノデアリマス。即チ国家社会ノ各方面ニ瓦リテ指導的女性ヲ必要トスルノミナラズ、學術、文化ニ關シテモ女性ノ協力ニ俟ツベキ部面ハ決シテ少クナイノデアリマス。此ノ秋ニ当リ大学令ニ依ル女子大学ヲ特設シ、篤学ノ女性ニ対シテ大學教育ヲ受クルノ途ヲ開キ、時代ノ要望ニ応ズル指導的女性ノ育成ト我ガ国女性文化ノ發揚トニ貢獻セシムルコトハ、蓋シ喫緊ノ要務ナリト謂ハネバナリマセヌ。固ヨリ等シク大学令ニ依ルト申シマシテ其ノ学部、学科ハ文学部、理学部、

医学部ノ如キモノヲ主トシ、總ベテ之ヲ男子ノ大学ト同様タラシメル趣旨デハアリマセヌ。要ハ我ガ国女子ノ特性ヲ顧慮シテ女子ニ適切ナルモノタラシムルコトガ肝要デアリマス。特ニ家庭経済、育児、栄養等家政ニ關スル學的研究ノ国家的重要性愈々加ハリ來リタルニ鑑ミ、家政ニ關スル學科ヲ加フルヲ得シメマシタコトノ如キモ其ノ精神ノ發露ニ外ナラヌノデアリマス。尚女子大学ノ特設ヲ認ムル所以ハ、原則トシテ女子ノ大学教育ハ女子大学ニ於テナサルベキコトヲ期待スルノデアリマス。然シナガラ特別ノ必要ニ依リ、一部ノ女性ガ男子ノ大学ニ入りテ教育ヲ受クルコトアルベキハ、従前ト何等異ル所ナカラシムル考ヘデアリマス。

一 第二十二項ニ於ケル大学、學部乃至学科、講座等ノ設置、學生定員等ニ關シマシテハ、其ノ影響スル所甚ダ大ナルモノガアルノデアリマスカラ、常ニ國家全体ノ見地ヨリ之ヲ考へ、學制全般トノ關係其ノ他各般ノ事情ヲ參酌シテ、一定ノ国家的企画ノ下ニ實施サル、事ガ極メテ肝要デアリマス。特ニ女子大学ノ創設ニ關シテハ一層之ガ企画ヲ慎重ニシ、最善ヲ期スルコトガ肝要デアルト考ヘマス。

一 第二十三項ハ各大學ニ於テ授与セラル、學位ニ關スル事項ニアリマス。現在我ガ国ノ學位ハ直接國家ノ授与スルモノニ非ズシテ、各大學ニ於テ學術上ノ業績アリト認メタル者ニ対シテ授与スル學位デアリマス。然シナガラソレハ學術上ノ業績ヲ表彰スルモノナルノミナラズ、特ニ國家ノ承認

ヲ経テ与ヘラレル、モノナル以上、学位ヲ有スル者ニ対シ  
国家トシテ何等カノ優遇ノ途ヲ講ズルコトハ至当デアルト  
考ヘラレル、ノデアリマス。而シテ学位ヲ汚辱スル行為ア  
リタル者ニ対シテハ、学位ノ神聖ヲ擁護スル意味ニ於テ適  
当ノ制裁ヲ加ヘ、認可取消又ハ褫奪等ノ処分ヲナスコト、

シ、法令上之ヲ具体的ニ規定シテ其ノ実行ヲ確実ナラシメ  
ルコトガ肝要デアルト考ヘマス。尚其ノ際学位ヲ辞シ得ル  
コトモ併セ考慮サレテ然ルベシト思フノデアリマス。又現  
在ノ学位令ハ論文制ナルガ故ニ、外国人ニ対シテハ容易ニ  
学位ヲ授与シ得ナイ結果トナツテラルノデアリマス。然シ  
ナガラ我が国学界ニ多大ノ功勞アル外国人ニ対シ、敬意ヲ  
表シテ学位ヲ贈ルコトハ啻ニ学界ニ功勞アル外国人ニ対  
し、委員会ニ於テハ新ニ学界ニ功勞アル外国人ニ対  
ルコト、致シタノデアリマス。

一 我ガ国内外ノ情勢ニ顧ミル時、學術、文化ノ振興ヲ促進ス  
ルノ要アルコト今日ヨリ急ナルハナイノデアリマス。之ガ  
為ニハ申ス迄モナク大學ノ刷新振興ニ力ムベキデアリマス  
ガ、ソレト相俟ツテ更ニ広ク社會各方面ニ於ケル學術、文  
化ノ振興ヲ促進スルコトガ極メテ肝要デアリマス。第二十  
四項ハ之ニ關スル事項デアリマシテ、其ノ一ハ社會各方面  
ニ於ケル學術、文化ニ關スル研究機關ノ整備拡充ヲ図ルコ  
ト、其ノ二ハ學術研究ノ助成獎励ニ關スル施設ノ拡充ニ力  
ムルコトデアリマス。而シテ國家的企画ノ下ニ是等ノ全体  
ヲシテ統一アル聯絡協調ヲ保タシメルヲ旨トシ、以テ克ク  
我ガ國學術、文化ノ獨創的研究ヲ促進シ併セテ研究者ノ養  
成ニ資セシムルコトガ肝要デアリマス。

其ノ三ニ示セル如ク、進ンデ廣ク海外ニ亘リテ學術、文化  
ノ交換ヲ促進シ、我ガ國學術、文化ノ海外發揚ニ力ムルト  
共ニ採長補短以テ我ガ國學術、文化ノ創造發達ニ貢獻セシ  
ムルコトガ又必要デアリマス。

更ニ我ガ國學術、文化ノ進歩ニ功勞アリ業績顯著ナル者ニ  
対シテ、適當ナル表彰ノ方法ヲ講ズルコトモ亦大切デアリ  
マス。曩ニ文化勲章ノ制ガ設ケラレタノデアリマスガ、ソ  
レハ最高功勞者ニ対スルモノデアリマシテ極メテ稀ナル場  
合デアリマス。第二十四項其ノ四ノ意圖スル所ハ更ニ其ノ  
範囲ヲ廣クシ、學問、技術其ノ他ノ文化ニ功勞アリタル者  
ニ対シテ、広ク之ヲ表彰センコトヲ希望スルモノデアリマ  
シテ、独リ其ノ功ニ酬ユル所以ナルノミナラズ、延イテ學  
術、文化ノ進歩ニ寄与スル所尠ラザルモノアルヲ信ズルモ  
ノデアリマス。

一 之ヲ要スルニ國家最高ノ學府タル大學ノ刷新振興ニ關シテ  
本要綱ノ意圖スル所ハ、國運ノ隆昌、文化ノ發達ニ影響ス  
ル所極メテ大ナルモノガアルノデアリマス。之ガ実施上必  
要ナル経費ハ政府ニ於テ十分之ヲ支出シ、答申ノ趣旨實現  
ニ力メラレンコトヲ切望スル次第デアリマス。

## 専門学校ニ関スル要綱説明

第一項ハ専門学校ノ目的ニ関スル事項デアリマシテ、大学ノ目的ト齊シク慎重審議ヲ尽シタノデアリマス。輒チ第一ニ専門学校ハ高等学校教育ヲ基礎トスル大学ト異リ、中等学校教育ノ基礎ノ上ニ専門ノ学術技芸ヲ修メシムル所タルコトヲ明ラカニシタノデアリマス。而シテ其ノ内容ハ各般ノ産業、文化ニ瓦リ極メテ廣汎デアリマスガ、其ノ多クハ實際ニ適切ナル専門ノ学術技芸ヲ教授シ、實地ニ役立ツ人物ヲ養成センコトヲ期シテヲルノデアリマス。更ニ専門学校ニアリテハ皇國ノ道ヲ体シテ専門ノ学術技芸ヲ修メシメ、常ニ國家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニ力ムベキコト、致シタノデアリマシテ、学術技芸ノ教授ハ固ヨリ、学校教育ノ全般ニ瓦リテ常ニ皇國ノ道ニ則ツテ学生ヲ指導シ、国体ノ本義ヲ体得セシメ、学行ヲ一体トシテ國家有為ノ人物ヲ鍛成スベキコトヲ示シタノデアリマス。尚専門ノ学術技芸トハ、固ヨリ主トシテ専門ノ事項ニ関スル高等ノ学術技芸ヲ指スノデアリマスガ、専門ノ意義ヲ極メテ廣ク解釈スルコト、シ、高等学校ノ如ク特別ノ規定ヲ有スル場合ヲ除キ、一般ニ高等ノ学術技芸ヲ修メシムルモノヲモ、専門学校トシテ認ムルコト、致シタノデアリマス。

第二項ニ於テ専門学校中特ニ実業ニ関スル学術技芸ヲ教授スル学校ヲ実業専門学校ト称シ、之ヲ爾余ノ専門学校ト区別スルコト、致シタノデアリマス。蓋シ中等学校ノ一元化

ト関連シテ、斯種ノ学校ヲ専門学校中ニ包容スルハ當ヲ得タモノデアリマス。然シナガラ從来是等ノ学校ハ實際上實業学校トシテ特殊ノ發達ヲナシ來ツタ沿革ヲ有スルノミナラズ、產業振興ノ国家的 importance益々大ヲ加ヘ来レル今日、之ヲ専門学校中ニ於ケル特別ノ存在トシテ取扱フコトハ、極メテ緊要デアルト考ヘラレルノデアリマス。

第三項ニ於テ専門学校ノ修業年限ハ、制度トシテハ現在通り三年以上トナスノデアリマスガ、具体的ニハ学校ノ種類、性質等實際ノ必要ニ応ジテ、適當ニ其ノ年限ヲ定ムベキコト、致シタノデアリマス。而シテ現在修業年限三年ノ實業専門学校及其ノ他ノ専門学校中ニハ、其ノ年限ヲ適當ニ延長スルノ要アリト考ヘラル、モノモ少クハナイノデアリマス。蓋シ學問技術ノ進歩並ニ産業ノ發達ニ応ジテ、修事項ハ益々廣汎多岐ニ瓦ルノミナラズ、基礎的教養ノ充実ト相俟ツテ實習訓練ニ一層力ヲ用フル必要モアリ、加フルニ身心ノ鍛錬、人物ノ陶冶ニ關スル教育的要求モアルノデアリマシテ、現在ノ三年ヲ以テシテハ到底其ノ使命ヲ満足ニ達成スルコト困難ナル事情ニアルモノモアルノデアリマス。然シナガラ其ノ影響スル所ハ國家、社會ノ各方面ニ瓦リテ重大デアリマスガ故ニ、委員会ニ於キマシテハ特ニ是等ノ点ニ關シ十分論議ヲ尽シタノデアリマス。其ノ結果真ニ年限延長ノ国家的必要アリト認メラル、モノニ付考慮スルヲ以テ適當トスルノ結論ニ到達シタノデアリマシテ、政府ノ周到ナル調査ト考慮トヲ要望スル次第デアリマス。

一 第四項ニ於テ専門学校ノ入学資格モ亦大體現制ニ準ズルコト、シ、国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年（女子ニアリテハ當分ノ内四年）以上ノ中等学校卒業ノ程度トナスコト、致シタノデアリマス。但シ美術、音楽ニ関スル専門学校ニ就テハ、其ノ特質上別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコト、シタノデアリマス。

一 第五項ハ専門学校ノ目的ヲ達成センガ為、特ニ教育上留意すべき事項ヲ示シタノデアリマス。即チ其ノ一ハ専門学校教育ノ根本精神ニ関スルモノデアリマシテ、國体ノ本義ヲ体シテ真摯ナル校風ヲ振作シ、専門ノ學術技芸ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト、シ、特ニ実業専門学校ニアリテハ、經濟産業ノ國家的意義ヲ明ラカナラシメ、産業ヲ通シテ國ニ報ユルノ精神ニ徹セシムベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。其ノ二及其ノ三ハ学行ヲ一体トセル人物ノ鍊成ニ關スルモノデアリマシテ、基礎的教養ヲ重視シツ、専門的研修ヲ遂ゲシムルト共ニ身心ノ修練ヲ重ンジ、是等ヲ一体トシテ國家有為ノ指導的人材ヲ鍊成スベキコトヲ明ラカニシ、更ニ東亞及世界並ニ国防ニ關スル認識ヲ深カラシメ、大國民タルノ教養ヲ積マシムルコト、致シタノデアリマス。而シテ其ノ四ハ教育ノ方法ニ關スルモノデアリマシテ、教育ヲシテ常ニ産業、文化ノ実際ニ即セシムルヲ旨トシ、實地ニ役立ツ人物ヲ養成セシコトヲ期待致シタノデアリマス。尚其ノ五ハ特ニ女子専門学校ニ關スルモノデアリマシテ、我ガ国女子ノ特性ニ顧

ミ婦德ノ涵養ニ留意スベキコトヲ明ラカニ致シタノデアリマス。要スルニ以上申述ベマシタ事項ハ専門学校ノ指導精神トモ云フベキモノデアリマシテ、以下述ブル所ノ制度施設ノ整備並ニ教授陣容ノ充実等ト相俟ツテ、常ニ之方具体化ニ力メナケレバナリマセヌ。

一 第六項乃至第九項ハ國家産業ノ時代的重要性ニ鑑ミ、特ニ実業専門学校ノ刷新振興ニ關スル事項ヲ揚ゲタノデアリマシテ、其ノ第六項ハ我ガ国産業發展ノ趣向ニ即応シテ、各般ノ実業専門学校ヲ充実スルト共ニ之ガ内容ノ整備拡充ヲ図リ、優秀ナル産業指導者ノ養成ニ力ムルコトノ緊要ナルヲ明ラカニ致シタノデアリマス。而シテ是等ノ計画ニ当リテハ国防ノ充実、生産力ノ拡充等ニ關スル國策ニ順応シ、日滿支ヲ一体トセル經濟産業ノ根本國策ニ協力スルノ要アルコトハ申ス迄モナイノデアリマシテ、委員各位ノ特ニ力説強調セラレタ所デアリマス。

又産業就中現代工業ノ高度専門化ニ伴ヒ、専門学科ヲ深ク專攻セル優秀ナル技術者ヲ必要トスルノデアリマシテ、機械工業其ノ他必要ナル工業ニ付、内容ノ充実セル單科工業専門学校ノ創設ヲ圖ルコトガ肝要デアリマス。其ノ他ノ産業ニ關シテモ必要アルモノニ付單科専門学校ノ創設ヲ考慮スルノ要アルヲ認メタノデアリマス。

一 今ヤ我ガ国ハ海外發展就中滿支南洋方面ニ對スル發展ノ急務ニ迫ラレテナルノデアリマス。之ト共ニ又廣ク海外貿易振興ノ要アルハ申ス迄モナイノデアリマス。第七項ハ斯ク

ノ如キ海外發展並ニ海外貿易ノ時代の要性ニ鑑ミマシテ、拓殖専門学校ノ創設ヲ図リ、其ノ他拓殖及貿易ニ關スル専門教育ノ拡充整備ニ力ムベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。

世界ニ於ケル新情勢ニ照ラシ、我ガ国海運業ノ将来ハ多端ナリト雖モマコトニ洋洋タルモノガアルノデアリマシテ、此ノ際特ニ優秀ナル高等海員ノ養成ヲナスノ要アルヲ思フノデアリマス。依ツテ第八項ノ如ク高等商船学校ニ更ニ程度高キ教育施設ヲ特設スルコト、シ、高等海員ヲシテ海運ニ關スル精深ナル研究ヲ積マシムルト共ニ併セテ一般的教養ヲ深カラシムルコト、致シタノデアリマス。

我ガ国ノ水産業ハ近年著シク躍進ヲ見ルニ至ツタノデアリマスガ、更ニ一層其ノ振興ヲ期スルコトハ極メテ肝要デアリマス。之ガ為大學ニ於ケル水產学科ノ拡充ヲナスノ要アルコトハ勿論デアリマスガ、同時ニ第九項ノ如ク水產専門学校ノ拡充整備ヲ図リ、遠洋漁業科其ノ他必要ナル学科ノ加設ヲナスコトガ緊要ト考ヘラレルノデアリマス。茲ニ云フ遠洋漁業科トハ既ニ漁撈学科ヲ修得セル者ニ対シ、更ニ高度ノ教育訓練ヲ施スモノデアリマシテ、遠洋漁業ノ将来性ニ鑑ミ特ニ其ノ必要ヲ認メタノデアリマス。

一 第十項乃至第十二項ハ國民ノ医療並ニ保健衛生ノ完キヲ期スル為、必要ナル専門教育ノ刷新振興ヲ期シタノデアリマシテ、其ノ第十項ハ医学ニ關スルモノデアリマス。医学ハ特ニ其ノ重要ナルニ鑑ミ、本来大学程度ノ高キ教育ヲ必要

トスルノデアリマスガ、医療衛生ノ全国的普及、滿支ニ於ケル需要其ノ他國民生活ノ實際ニ照ラシ、専門學校程度ノ教育モ亦其ノ必要アルヲ認ムルノデアリマシテ、之ガ施設ノ整備充実ヲ図リ就中診療施設ヲ完備シテ實習指導上遺漏ナキヲ期スルコト致シタノデアリマス。

医学ト相俟ツテ藥学及齒科医学ニ關シテモ之ガ教育施設ノ整備充実ヲ図ルノ要アルハ申ス迄モアリマセヌ。特ニ齒科医学ニ關シテハ今日充実セル大學程度ノ教育ヲ欠クノ実状ニ顧ミ、之ガ適當ナル教育施設ニ付考慮スルノ要アルヲ認メタノデアリマス。之ガ具體的内容等ニ關シテハ、政府ニ於テ研究ヲ遂ゲ、適當ニ善処セラレンコトヲ希望スル次第デアリマス。

一 国民体位ノ現状ヲ顧ミ翻ツテ民族發展ノ将来ヲ思フノ時、國民体育ノ振興ハ正ニ喫緊ノ要務デアルト謂ハナケレバナリマセヌ。是レ第十二項ニ於テ先づ以テ之ガ指導者ノ養成ニ付、決定ヲ致シタ所以ニ外ナラナイノデアリマス。即チ國民体育ノ振興ヲ目的トシテ、体育指導ニ關スル根本方策ヲ樹ツルト共ニ之ニ必要ナル体育専門學校ノ拡充整備ヲ図リ、學校体育及社會体育ノ全体ニ亘リテ優秀ナル指導者ヲ養成センコトヲ期シタノデアリマス。

右ノ外一般ノ大学又ハ専門學校ノ卒業者中、体育指導者タリニ適スル者ヲ選抜シテ、一定期間必要ナル教育ヲ施し、學校及社會ニ於ケル体育指導者タラシムル方途ヲ講ズルコトモ亦緊要ト考ヘタノデアリマス。

## 一 第十三項ハ美術、音楽ニ関スル専門教育、第十四項ハ工芸

ニ関スル専門教育デアリマス。惟フニ是等ハ我國民性ノ伝統ニ照ラシテ偉大ナル将来性ヲ有スルノデアリマス。今後一層之ガ刷新振興ヲ図リ、我國独自ノ芸術文化、工芸文化ノ劃期的ナル創造發展ヲ期スベキデアリマス。而シテ美術学校及音樂学校本科ノ修業年限ハ、原則トシテ成ルベク之ヲ四年以上タラシムルト共ニ其ノ教育内容ヲ大イニ刷新スルコトガ肝要デアリマス。又研究科ノ充実ヲ図リ、之ガ專任ノ教授其ノ他必要ナル施設ノ整備ニ力ムルコトモ必要デアリマス。其ノ他研究機關ヲ附置シテ夫々我國ノ美術、音樂ニ關スル獨創的ナル研究ヲ遂ゲシムルコト、シ、名実共ニ我國最高ノ芸術教育機關トシテ、我國芸術文化ノ創造發展ニ貢獻セシムルコトガ極メテ肝要ト考ヘラレルノデアリマス。尚斯種教育ノ特質ニ顧ミ、予科ヲ置クノ外特ニ早期指導ニ留意シ、之ニ必要ナル施設ヲ考慮スルノ要アルコトヲ認メタノデアリマス。

一 第十五項ハ大学附属ノ専門部ニ關スルモノデアリマス。惟フニ専門部ハ今日極メテ多數存在スルニ拘ラズ、多クハ其ノ施設、内容共ニ不備ニシテ甚ダ閑却サレタル傾キナシトシナイノデアリマス。之ヲ専門学校トナスノ要アルモノニ對シテハ、之ガ獨立ノ促進ニ力ムベキハ勿論デアリマスガ、苟モ専門部ノ必要ヲ認メテ之ヲ存置セシムル以上、其ノ内容ヲ充実セシムルヲ旨トシ、専任教員其ノ他必要ナル施設ノ整備ヲ図ラナケレバナリマセヌ。

一 女子高等学校及女子大学ノ創設ト相俟ツテ、女子ニ須要ナル専門教育ノ整備充実ヲ図ルコトモ亦極メテ肝要デアリマス。蓋シ内外ノ重大ナル歴史的世局ニ直面シテ、家庭的ニモ社会的ニモ女子ノ國家ニ對シテ負フ所ノ責務ハ愈々大ナリモノガアルノデアリマス。斯クノ如キ時代ノ趨向ニ鑑ミ、我國女子ノ特性ヲ顧慮シツツ、或ハ母性トシテ主婦トシテ須要ナル高等ノ教養ヲ目的トシ、或ハ特定ノ職業ヲ目的トスル女子専門教育ノ施設ヲ整備シテ其ノ内容ノ充実ニ力メ、各方面ニ於ケル指導的女性ヲ育成スルコトハ、刻下極メテ緊要デアルト信ズルノデアリマス。而シテ何レノ場合ニ於テモ、常ニ國民精神ノ昂揚ト共ニ婦德ノ涵養ニ留意スベキハ申ス迄モアリマセヌ。

一 第十七項ハ実務從業者ニ對スル専門教育施設ニ關スルモノデアリマシテ、一ハ以テ実務從業者ニ向上ノ希望ヲ与ヘ、一ハ以テ産業其ノ他ノ振興ニ資セントスルモノデアリマス。而シテ其ノ一ハ実務從業者ニ對シ夜間其ノ他ノ機会ニ於テ専門教育ヲ受クルヲ得シムルコト、シ、之ニ必要ナル施設ノ整備充実ヲ期シタノデアリマス。其ノ修業年限、学科課程等ニ關シテハ實際ニ即シテ適切ナル工夫ヲナスベキデアリマス。

其ノ二ハ産業ニ關スル実務ノ経験ヲ有シ且相当ノ実力アル者ニ対シ、適當ナル予備教育ヲ施シテ、正規ノ實業専門教育ヲ受クルノ途ヲ開クヲ以テ肝要ト考ヘマス。

一 第十八項及第十九項ハ特ニ教授ノ徹底ヲ期スル上ニ必要ナ

ル事項デアリマシテ、一ハ教授ノ方法ニ関シ、一ハ研究施設ノ充実ニ関スルモノデアリマス。即チ学生ノ自發的研究ヲ指導奨励スルト共ニ演習、実験、実習ヲ重視シテ教授ノ徹底ヲ期スルコト、シ、之ニ必要ナル図書館、実驗室、實習場等ノ設備ヲ充実スルノ要アルヲ認メタノデアリマス。

特ニ実業専門学校ニアリテハ、産業界トノ緊密ナル聯絡ヲ保ツヲ旨トシ、實習、見学其ノ他実地ノ修練ヲ積マシムルニ必要ナル施設ニ付考慮スルコトガ肝要デアリマス。

更ニ専門ノ學術技芸ヲ教授スベキ専門学校本来ノ使命ニ鑑ミ、専門ノ學術技芸ニ関シ産業、文化ノ實際ニ即シテ、常ニ十分ナル研究ヲ遂ゲルコトノ必要ナルハ申ス迄モナイノデアリマシテ、之ニ必要ナル研究室、圖書館其ノ他ノ研究施設ノ整備充実ヲ圖ルノミナラズ、更ニ特別ノ必要ニ応ジ独立ノ研究機關ヲ附置スルコトヲ得シメナケレバナリマセヌ。

一 第二十項及第二十一項ハ学生ノ訓育、修養鍛錬ニ関スル事項デアリマシテ、學術技芸ノ教授ト相俟チテ人物鍛成ノ完キヲ期スベキデアリマス。之ガ為学生主事其ノ他必要ナル訓育指導ニ關スル組織機構ヲ整備シ、全校教職員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙グルニ力ムルベキデアリマス。又講堂、寮舎、校友会其ノ他修養鍛錬ニ必要ナル諸施設ヲ整備シ、学生ノ全生活ヲ通シテ人物ノ修練ヲ積マシムルコトガ肝要デアリマス。其ノ他大量教育ノ弊ヲ矯メ師弟接触ノ機会ヲ多カラシムルコト、自發的研究ノ風ヲ振作シテ工夫創

造ノ才幹ヲ練磨スルコト等モ亦特ニ留意ヲ要スル事項デアリマス。

更ニ身心一体ノ修練ヲ重ンジ、武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ關スル施設ヲ拡充スルト共ニ、校友会等ニ於ケル体育運動ヲ一層教育的ニ指導シテ、從來動モスレバ陥リタル流弊ヲ矯メ、学生ヲシテ体位ノ向上ト共ニ剛健闘達ナル氣風ヲ養ハシムルコトガ必要デアリマス。

#### 一 第二十二項乃至第二十四項ハ教職員ノ定員、選任、優遇並ニ研究修養等人的組織ノ充実ニ關スル事項デアリマシテ、

専門学校ノ刷新振興上極メテ重要ナ意義ヲ有スルモノデアリマス。現在専門学校ニ於ケル教授、助教授及助手ノ定員ハ極メテ不十分デアリマス。殊ニ実驗、実習ヲ要スル方面ニ至ツテハ格別甚シイノデアリマシテ、之ガ増員充実ヲ図ラネバナリマセヌ。而シテ他面学生ノ定員ヲ適當ナラシメ、兩者相俟ツテ教育ノ徹底ヲ期スルコトガ肝要デアリマス。更ニ重要ナルハ教授、助教授等ニ其ノ人ヲ得ルコトデアリマス。特ニ之ガ選任ヲ慎重ニシ、適材ヲ簡拔スルコトニ意ヲ用フベキデアリマス。之ト同時ニ一面ニ於テ優遇ノ方途ヲ講ズルコトノ肝要ナルハ申ス迄モアリマセヌ。選任ノ適正ト優遇ト相俟ツテ、始メテヨク社会各方面ヨリ人材ヲ教育界ニ招致スルコトガ出来ルノデアリマス。教授其ノ他教職員ヲシテ學術ノ進歩、時代ノ進運ニ応ジテ必要ナル研鑽ヲ積マシムルノ要アルハ申ス迄モアリマセヌ。之ガ為特ニ在外研究、内地研究及海外視察等ニ關スル制度ヲ拡充シ、

其ノ他学識、識見ノ深化向上ヲ圖ルニ適切ナル方途ヲ講ズルコトガ極メテ肝要デアルト考ヘマス。尚初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為、適當ナル施設ヲ考慮スルコトモ大切デアリマス。

## 一

第二十五項ハ学生ノ奖学施設ニ関スル事項デアリマス。大學ニ於ケルト等シク専門学校ニ於ケル奖学施設ヲ一層整備シ、広ク専門教育ヲ受クルノ機会ヲ与フルト共ニ之ニ依ツテ国家有用ノ材ヲ育成スルニ意ヲ用フベキデアリマス。

一 第二十六項ハ私立専門学校ノ助成ニ関スル事項デアリマス。私立専門学校ハ之迄多数ノ人材ヲ出シテ國家社会ニ貢献セル所少クナイノデアリマス。将来一層堅実ニ發達セシメ其ノ内容ノ充実ヲ期スルコトハ極メテ必要デアリマシテ、之ガ為監督ヲ一層適正ナラシムルト共ニ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズベキデアリマス。特ニ自然科学ニ関スル施設ニ対シテハ一層之ガ助成ニ力メ、國家ノ必要ニ協力セシムルコトガ肝要デアリマス。

## 一

第二十七項ハ専門学校ノ国家企画ニ関スル事項デアリマス。専門学校ノ設置、学生定員等ニ関シテハ、國家全体トシテノ必要、学制全般ノ關係其ノ他各般ノ事情ヲ考慮シテ、適正ナル国家的企画ヲ樹立スルコトガ肝要デアリマス。特ニ実業専門学校等ニ関シテハ國家ノ産業政策、地方産業ノ実情等ニ即シテ遺漏ナキ計画ヲ樹テ、且其ノ地方的配置ヲ適正ナラシメナケレバナリマセヌ。

一 終リニ臨ミ専門学校ノ国家的重要性ニ稽ヘ、本要綱ノ実施

ニ要スル経費ハ政府ニ於テ十分之ガ支出ノ途ヲ講ゼラレンコトヲ希望スル次第デアリマス。

## 中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成

## 及検定ニ関スル要綱説明

第一項ニ於テ中等学校、高等学校及師範学校ノ教員ハ、何レモ齊シク大学卒業者ニシテ教員タル資格ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則ト致シタノデアリマス。是レ蓋シ曩ニ国民学校教員ノ資格ヲ專門学校程度ノ師範学校卒業者ト定メマシタコト、関連シテ当然ノ帰結ナルノミナラズ、中等学校教育、高等学校教育及師範学校教育ノ時代的重要性ニ鑑ミ、青年期國民鍊成ノ大任ヲ担当スルニ足ルベキ優良ナル教員ヲ得ンコトヲ期待セルニ外ナライノデアリマス。而モ又特殊ノ教育ニ依ルコトナク、教養広クシテ明朗豁達ナル人物ヲ得ルヲ旨トシテ、一般ノ大学教育ヲ受ケタル者ヲ以テ教員ニ充ツルノ建前ヲトリ、教育者タルノ修練ハ主トシテ初任後ノ試補期ニ於テ之ニ徹セシメンコトヲ期シタノデアリマス。惟フニ此ノコトハ之迄ノ教員養成ノ考へ方ニ対シテ、重大ナル転期ヲ劃スルモノデアリマスガ故ニ、委員会ニ於テモ特ニ慎重審議ヲ重ねタノデアリマス。而シテ結局中等学校以上ノ教員ニ関シテハ、之ヲ以テ適當ナリトスル結論ニ到達スルニ至ツタノデアリマス。尚本項ハ大學卒業ヲ以テ本則トスルノデアリマシテ、之ニ依ラザル例外アルヲ予想致シテヲルノデアリマス。芸能科、体鍛錬科等

ノ教員ノ如キハ即チソレデアリマス。

一 中等学校教員ニ関シテハ之ガ需給ノ実際ニ照ラシ、未ダ俄ニ大学卒業者ノミヲ以テ供給シ難キ実情アルニ顧ミ、第二項ノ如ク当分ノ間、修業年限四年以上ノ専門学校卒業者ニシテ教員タル資格ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツルヲ得シムルコト、ナツタノデアリマス。修業年限三年ノ専門学校ヲ卒業シテ教員タラントスル者ニ対シテハ、更ニ一年間當該学校若クハ其ノ他ノ適當ナル施設ニ於テ必要ナル教育ヲ補足セシムルコト、致シタノデアリマス。

一 第一項及第二項ニ於テ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員タル資格程度ヲ明ラカナラシムルト共ニ、第三項ニ於テ是等教員ハ特ニ次ノ如キ趣旨ニヨリ、國民鍛成ノ重キニ任ズルノ人物タルベキコトヲ明ラカニ致シタノデアリマス。即チ其ノ一ハ主トシテ人格的修養ニ関スル事項ニアリマシテ、皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシ、東亞及世界ニ於ケル歴史的使命ノ自覺ノ下ニ、実踐躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積ムコトデアリマス。其ノ二ハ學識其ノ他身心ノ鍛鍊ニ関スル事項ニアリマシテ常ニ學識ノ深化、識見ノ向上ニ力ムルト共ニ、身心一体ノ修練ヲ重ンジ、学行ヲ一体トシテ青年指導ノ實力ヲ養フコトデアリマス。其ノ三ハ特ニ教育者タルノ修練ニ關スルモノデアリマシテ、教育特ニ青年期教育ノ重要性ヲ自覺シ、教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ信念ニ徹スルコトデアリマス。而シテ是等ノ總テハ教員ノ養成及検定ヲ通ジテ、其ノ指針トシテ尊重サルベキハ申ス

迄モナイノデアリマスガ、先づ以テ学行ヲ一体トシテ人物ヲ鍛成スルヲ旨トシ、特ニ教育者タルノ修練ニ關シテハ、後ニ述ブルガ如ク、主トシテ試補期ニ於テ十分之ニ徹セシメンコトヲ期シテラルノデアリマス。

一 第四項ハ文理科大学ニ關スル事項デアリマス。文理科大学ハ制度上大学令ニ依ル大学デアリマスガ、其ノ實質ハ主トシテ中等学校、師範学校等ニ於ケル優良ナル教員ヲ供給スルコトニ在ルノデアリマシテ、從ツテ文理科ヲ綜合シテ一学部トナスノミナラズ、教員トシテ必要ナル科目ヲ必修セシムルコト、シ、主トシテ教員タルニ適當スル大学教育ヲ施ス建前トナツテヲルノデアリマス。委員会ニ於テ慎重検討ノ結果、之ヲ現制通りトシテ必要ナル教員ノ供給ニ当ラシムルコト、致シタノデアリマス。而シテ教育者タルニ必要ナル人物ノ鍛成ヲ旨トシテ、時代ノ進運ニ応ズル内容ノ刷新ヲ期スルト共ニ新ニ体育ニ關スル学科ヲ設ケ、國民体育ニ關スル學理的研究ヲナサシムルコト、致シタノデアリマス。

更ニ文理科大学ニハ必要ニ応ジ、予科ヲ附屬セシムルコト、致シタノデアリマス。蓋シ從來ノ経過ニ徹スルニ、高等学校卒業者ニシテ文理科大学ニ志願スル者ハ極メテ少數ナル実情ニアリマスノデ、予科ヲ特設シテ一定数ヲ之ニ充テ、広ク志望者ヲ求ムルノ必要ヲ認メタカラニ外ナラナイノデアリマス。之ニ依ツテ文理科大学ニ入学シ得ル者ハ当該予科終了者、高等学校卒業者及之ト同等以上ノ實力アリ

ト認メラレタル者トナルノデアリマシテ、新制師範学校卒業者ノ如キモ亦之ト同等以上ノ実力アル者トシテ認メラルノデアリマス。

一 大学卒業者ヲ以テ教員タラシムルノ建前上、女子ノ教員ニ関シテモ大学程度ノ教育施設ヲナスノ要ガアルノデアリマス。依ツテ第五項ニ於テ女子大学ヲ特設シテ、文科及理科ニ関スル諸学科ノ外、特ニ女子教育上須要ナル家政ニ関スル学科ヲ置クコト、シタノデアリマス。而シテ人格、学識等人物ノ鍛成ヲ旨トシ、教員タルニ適當ナル教育ヲ施シテ中等学校、女子高等学校及女子師範学校ノ教員タラシムルノ途ヲ開キ、必要ナル女教員ノ供給ニ当ラシムルコト、致シタノデアリマス。

一 高等師範学校及女子高等師範学校ハ、明治以来多年中等教育ノ養成ニ任ジテ來タノデアリマシテ、我ガ国教育界ニ於ケル其ノ功績ハ洵ニ没スベカラザルモノガアルノデアリマス。然シナガラ今ヤ時代ノ著シキ進運ニ伴ヒ、中等学校教員ハ大学卒業程度ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコト、シ、而モ特別ノ教育ニ依ラザルコトヲ以テ建前ト致シマシタ關係上、現在ノ高等師範学校及女子高等師範学校ノ将来ニ關シテハ慎重考慮ヲ要スルモノガアルノデアリマス。依ツテ委員会ニ於テ之ガ適當ナル措置ヲ攻究致シマシタ結果、第六項ノ如ク教育ニ関スル専門学校ニ改メテ之ヲ存置スルコト、シ、必要ニ依リ文理科大学及特設サルベキ女子大学ノ専門部タラシムルコトヲモ認メ、人物ノ鍛成ヲ旨トシテ中等学

校教員ノ供給ニ當ラシムルコト、致シタノデアリマス。

一 第七項ハ実業教員ニ關スルモノデアリマス。今ヤ実業教育ノ重要性益々大ヲ加ヘ来レルノ秋ニ当リ、大学卒業者ヲシテ実業教員タラシムルノ方途ヲ講ジ、優秀ナル実業教員ヲ得ルニ力ムルコトハ極メテ緊要デアルト考ヘラレルノデアリマス。而シテ之ガ為或ハ実業ニ關スル学部学生ノ定員ヲ増加シ、或ハ大学ヲ特設スル等有効適切ナル方策ニ付考慮スルノ要アルヲ認ムルノデアリマス。而シテ現下内外ノ情勢ト実業教員需給ノ実情トニ稽ヘ、差当リハ現在ノ実業教員養成機関ノ修業年限ヲ四年以上ニ延長シテ、其ノ内容ヲ刷新スルト共ニ之ガ拡充整備ヲ図リ、斯種教員ノ供給上支障ナカラシメンコトヲ期スベキデアリマス。尚附設ノ教員養成所ヲ独立ノ専門学校タラシムルコトニ就テモ考慮スルコトガ肝要デアルト信ズルノデアリマス。

一 国民教育上芸能科ノ有スル重要ナル意義ハ、近年著シク認識セラル、ニ至ツタノデアリマシテ、第八項ノ如ク音楽、图画及工作ノ教員ニ關シテモ、養成機関ノ修業年限ヲ四年以上ニ延長シテ其ノ内容ヲ刷新スルト共ニ、之ガ拡充整備ニ力ムルコトガ肝要デアリマス。

又国民体育ノ重要性ト之ガ教員需給ノ実情トニ顧ミ、体育指導ニ關スル根本方策ヲ樹ツルコト、相俟ツテ、内容充実セル体育専門学校ヲ創設シ、時代ノ要望ニ応ジ、体育ニ関スル教員ノ養成ニ當ラシムルコトガ緊要デアリマス。尚之ニ關シテハ専門学校ニ關スル要綱中ニモ述べマシタ如ク、

大学及専門学校ノ卒業者ニシテ教員タラントスル者ニ対シ、一定期間必要ナル教育ヲ施シ、体育ニ関スル教員タラシムルノ方途ヲ講ズルモ亦必要ナコト、思フノデアリマス。

一般ニ大学卒業者ヲ以テ教員ニ充ツルノ原則ヲ実現センガ為ニハ、第九項ノ如ク大学ノ学生ニシテ中等学校、高等學校若クハ師範学校ノ教員タラントスル者ニ対シ、在学中之ニ必要ナル課程ヲ履修スルヲ得シムルヤウ配慮スルコトガ特ニ肝要デアリマス。コ、ニ必要ナル課程トハ必ズシモ教育学、心理学等ヲ意味スルモノデハナク、要スルニ教員トシテ須要ナル学識、識見ヲ修ムル上ニ必要ナ課程ヲ指スノデアリマシテ、検定単位ヲ二科目以上トナスコトノ如キ特ニ考慮サルベキ事柄デアリマス。而シテ之等ノ学生ニ対シテハ必要ニ依リ授業料ヲ免除シ又ハ学資ヲ給スルコト、シ、授業料ノ免除又ハ学資ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シテハ、卒業後一定期間教職ニ從事スベキ義務ヲ負ハシムルコト、致シタノデアリマス。斯クノ如キハ現下教員供給ニ不足ヲ來シツ、アル理科系統ノ学部ニ対シ、特ニ速力ニ実施サルベキ要アルコトヲ認ムルノデアリマス。

以上ノ事ハ當分ノ間専門学校ニ於ケル学生ニ対シテモ、同様ニ考慮サルベキ事柄デアリマス。

以上第四項以下第九項ニ至リ、主トシテ教員ノ供給ヲ目的トスル新ナル意味ノ養成制度ニ付委員会ニ於ケル決定ヲ申述ベタノデアリマス。委員会ニ於テハ之ト関連シテ教員檢

定制度ノ根本的検討ヲナスノ要アルヲ認メ、無試験検定ノ存廃ニ就テモ論議ヲ致シタノデアリマスガ、結局試験検定及無試験検定ノ制ハ何レモ必要ナルモノトシテ之ヲ存置シ、其ノ内容ヲ大イニ刷新スルコト、致シタノデアリマス。而シテ第十項ニ示セル如ク、原則トシテ中等学校、高等学校及師範学校ノ教員タラントスル者ニ対シテハ、凡テ試験若クハ無試験ノ検定ヲ施行スルコト、致シタノデアリマシテ、從来実業学校教員ニ関シテ採リタル資格指定ノ制度ハ之ヲ廢止スルノデアリマス。次ニ検定ハ学力、人物及身体ニ付、從来ヨリモ一層厳正ニ之ヲ行フコト、シ、更ニ学校教育ノ刷新ト相俟ツテ検定内容ヲ刷新シ、検定単位ヲ二科目以上ト定メタノデアリマス。又特ニ実業ニ關スル実地経験ニ富メル者ヲシテ、教員タラシムルノ途モ講ズルコト、致シタノデアリマス。

前項検定制度刷新ノ実ヲ挙ゲンガ為ニハ、第十一項ノ如ク之ニ關スル行政機構ノ拡充整備ヲ図リ、陣容ヲ新ニシテ本制度運用ノ完キヲ期スルコトガ肝要デアリマス。仍チ教員検定委員会ヲ拡大スルト共ニ、検定事務ノ組織機関ヲ拡充整備シテ有力ナル部局タラシムルコトノ外、監督機関ヲ特設シテ無試験検定ニ關スル監督指導ヲ一層厳ナラシムベキデアリマス。

教員ノ養成及検定ノ問題ト関連シテ緊要ナルハ、其ノ任用ヲ適正ナラシムルト共ニ、初任者ニ対スル教育訓練並ニ任用後ノ再教育ニ關スル制度ヲ確立スルコトデアリマス。惟

フニ教員試補制ノ創設ハ教員ノ養成及検定ニ関スル新制度ノ完キヲ期スル上ニ於テ極メテ重要ナル意義ヲ有スルモノデアリマシテ、之ニ依ツテ國家トシテ時代ノ教育者ニ対シ、特ニ期待シ要望スル所ノ修練ニ徹セシメンコトヲ期スルモノデアリマス。斯クノ如キ趣旨ヲ以テ委員会ハ第十二

項ニ於テ初任ノ中等学校教員ニ対シ、凡テ一定期間ヲ試補トシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムルコト、致シタノデアリマス。而シテ之ガ為ニ必要ナル教員ノ練習所ヲ特設スルコト、並ニ試補期間中ニ於ケル教員ノ待遇ハ正教員ト同一ナラシムルコト等ヲ決定致シタノデアリマス。尚試補期間中ニ関シテハ或ハ六箇月トシ、或ハ一年ヲ以テ適当トスル等種々ノ意見ガアツタノデアリマスガ、要ハ教員訓練ノ国家的必要、教員需給ノ社会的実情等モ併セ考ヘテ適當ニ決定セラルベキデアリマス。

更ニ第十三項ニ於テ教員練習所ノ内容ヲ明ラカニシ、特ニ次ノ如キ趣旨ニ依リ国家トシテ必要ナル統一的訓練ヲ施スコト、致シタノデアリマス。即チ其ノ一ハ我ガ国教育ノ本義ヲ体シ、教育ヲ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシメ、教育報國ノ精神ノ徹底ヲ期シタノデアリマス。其ノ二ハ教育ニ關スル理論及実際ノ研究ヲ為サシメ、併セテ一般的教養ヲ深カラシムルニ力メ、教育者タル教養ヲ積マンルコト、シ、其ノ三ニ於テ寮舍其ノ他必要ナル修養鍛錬ニ關スル施設ヲ整備シテ、人物鍊成ノ完キヲ期スルコト、致シタノデアリマス。

教員練習所ヲシテ真ニヨク國家ノ期待スル成果ヲ挙ゲシメンガ為ニハ、其ノ設備内容、人的組織、全国的配置、試補期間ト訓練期間トノ関係等幾多慎重ナル攻究ヲ要スルモノガアルノデアリマス。政府ノ善処ヲ期待スル次第デアリマス。

一 第十四項ハ中等学校教員再教育ニ關スル事項デアリマス。初任教員ニ対スル試補制ト相俟ツテ、再教育ニ關スル恒久的制度ヲ確立シ、任用後ノ教員ニ対シ相当長期ニ亘リテ再教育訓練ヲ施シ、時代ノ進運、學術ノ進歩ニ応ジテ必要ナル學識、識見ノ深化向上ニ力メシメ、併セテ一層教育者タルノ修練ニ徹セシムルコトハ、時代ノ要望ニ応ズル教育ノ刷新ヲ期スル上ニ於テ極メテ肝要デアルト考ヘルノデアリマス。而シテ之ガ具体的の実施ニ關シテハ、教員練習所等ト関連シテ有力ナル組織機構ヲ考慮スルト共ニ大学及専門学校等トノ聯絡ヲ緊密ナラシムルコトガ必要デアリマス。特ニ實業教員ニ關シテハ産業界トノ緊密ナル連絡ヲ保ツニ意ヲ用ヒナケレバナリマセヌ。

一 第十五項以下第十七項ハ高等学校教員及師範学校教員ノ任用、初任者ノ訓練及研究修養ニ關スル事項デアリマス。而シテ高等学校教育及師範学校教育ノ重要性ニ鑑ミ、之ガ教員ノ検定並ニ任用ニ關シテハ特ニ慎重ヲ期シ、人格、識見共ニ卓越シテ時代ノ先覺タリ人ノ先達タルベキ人物ヲ得ルヲ旨トシナケレバナリマセヌ。又是ノ学校ニ於テハ特ニ人物ノ鍊成ヲ重ンズルノ趣旨ニ鑑ミ、其ノ教員ハ啻ニ専門

ノ学識ニ通達スルノミナラズ、教育者タルノ修練ニ徹スルコトガ極メテ肝要デアリマス。之ガ為第十六項ノ如ク初任ノ師範学校教員ニ対シ、中等学校教員ニ準ジテ試補制ヲ設ケ、教育者タルノ修練ヲ積マシムルコト、致シタノデアリマス。高等学校教員ニ対シテモ亦同様ノ意味ニ於テ何等力適切ナル方策ヲ考慮スベキデアルト考ヘマス。

更ニ学術ノ進歩、時代ノ進運ニ応ジテ必要ナル修養ヲ積マシメンガ為、高等学校及師範学校ニ於ケル教員ノ在外研究、内地研究及海外視察等ニ関スル制度ヲ拡充スルニ力メ、其ノ他特ニ学識、識見ノ深化向上ヲ図ルニ適切ナル方策ヲ講ズルコトガ肝要デアリマス。

一  
以上申述べマシタ如ク中等学校、高等学校及師範学校ニ於ケル教員ノ養成及検定ニ根本的刷新ヲ加ヘ、其ノ他必要ナル制度施設ヲ整備シテ、時代ノ要望スル優秀ナル教員ヲ得ルニ力メ、以テ国民鍊成ノ重キニ任せシメルコトノ極メテ緊要ナルハ申ス迄モナイノデアリマスガ、之ト同時ニ他面ニ於テ是等教員ニ対スル優遇ノ方途ヲ講ジ、教員ヲシテ其ノ地位ニ安ンジテ教職ニ専念スルヲ得シムルノミナラズ、広ク各方面ヨリ人材ヲ招致スルコトガ刻下極メテ緊要デアルト考ヘマス。刷新ハ十分ナル優遇ト相俟ツテ初メテ克ク其ノ効果ヲ挙ゲ得ルモノタルハ云フヲマチマセヌ。

一  
中等学校以上ノ教員ノ供給ニ関シテハ從来全体トシテ適確ナル企画ヲ欠キ、之ガ需給ノ調節ハ多分ニ社会ノ情勢ニ支配サレ來ツタノデアリマシテ、現ニ理科及実業等ノ教員ノ

如キ著シク不足セル実情デアリマス。将来ハ斯クノ如キ弊ヲ改メ、養成及検定ヲ通ジテ一定ノ国家的企画ニ依ルコト、シ、需給ノ適正ヲ期スベキデアリマス。第十九項ハ即チ之ニ關スル事項デアリマシテ、中等学校、高等学校及師範学校ヲ通ジテ、教員ノ需給並ニ配分ヲ適正ナラシムルヲ旨トシ、國家トシテ常ニ之ガ企画ノ周到ヲ期スベキコト、致シタノデアリマス。

一  
終リニ際シ教員ノ養成及検定ノ国家的重要性ニ鑑ミ、本要綱ノ実施ニ要スル経費ハ、政府ニ於テ十分之ガ支出ノ途ヲ講ゼラレンコトヲ望ム次第デアリマス。

### 結語

以上ヲ以テ委員会ガ決定致シマシタ大学ニ關スル要綱、専門学校ニ關スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ關スル要綱ノ説明ヲ終リマス。今ヤ世界ヲ挙げテ新秩序建設ノ歴史的大変局ニ當面致シテヲルノデアリマス。而シテ我ガ国ハ悠久二千六百年ノ皇紀ヲ迎ヘ、國家ノ總力ヲ發揚シテ東亜新秩序建設ノ曠古ノ大業完成ニ向ツテ邁進致シテヲルノデアリマス。此ノ秋ニ當リ國家ニ須要ナル學術、文化ノ開拓、國家有為ノ指導的人材鍊成ノ重キニ任ズル大學及専門学校ノ刷新ニ關スル事項、並ニ青年期國民鍊成ノ重責ヲ担当スベキ教員ノ養成及検定ノ刷新ニ關スル重要事項ヲ審議決定致シタノデアリマス。而シテ決定セル案ノ趣旨ニ対シテハ、固ヨリ政府當局ニ於テモ何等ノ異議ナキノミナラズ、之ガ實行ニ就テ

ハ誠意ヲ以テ十分努力スベキ旨ノ言明ヲ得テヨルノデアリマス。冀クハ委員各位ノ十分ナル御審議ヲ御願ヒ致シテ已ミマセヌ。幸ヒニシテ本總会ニ於テ各要綱ノ確定ヲ見ルニ至リマシタ場合ニ於キマシテハ、政府ハ速カニ具体的方策ヲ樹テ、必要ナル経費ハ之ヲ十分支出シ、毅然タル決意ト周到ナル用意トヲ以テ、之ガ実施ニ邁進セラレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。

## (中略)

第	号	案	起	年	月	日	決	十六年六月十六日	定	行	施
総裁	花押	(金太郎)	幹事長	印	(内山)	幹事	(内山)	(佐藤)			

〔加筆・朱書〕  
〔加筆・朱書〕  
〔加筆・朱書〕  
〔昭和十六〕年〔六月〕〔十六〕日

## 教育審議会總裁

## 各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申

## 記

## 各種学校ニ關スル事項

刷新振興シ、相俟チテ教育全般ノ効果ヲ収ムルノ要アルヲ認メタルヲ以テ、從来各種学校ト称スルモノ、私立学校ニ通ズルモノ、各學校間ノ聯絡並ニ興亞教育ニ關スル重要事項ニ就テ左ノ如ク之ガ改善振興ノ方策ヲ審議決定セリ。政府ハ宜シク之ニ基キ綿密ナル調査研究ヲ遂ゲ、速カニ実施ニ關スル具体的ノ方途ヲ講ジ、其ノ運用宜シキヲ得テ十全ナル実効ヲ挙ゲラレンコトヲ望ム。

内閣總理大臣宛  
本会ハ諮詢第一号ニ付銳意審議中ノ處就中各種学校其ノ他ノ事項ニ關シ審議ノ結果別紙ノ通り各種学校其ノ他事項ニ關スル件及答申候也

我ガ国ニ於ケル学校教育ノ制度及内容ニ關シテハ既ニ夫々答申ヲ了シ、又社会教育ニ關シテハ別途其ノ刷新振興ノ方策ニ關シ審議決定スル所アリタルガ、是等ノ学校教育並ニ社会教育ニ

- 三 各種学校ハ曩ニ答申ニ及ビタル国民学校其ノ他ノ学校ニ準ジ皇國ノ道ニ基キテ其ノ教科ヲ修メシメ有為ノ国民ヲ鍊成スルヲ以テ本旨トナスコト
- 二 地方ノ状況ニ応ジ公立各種学校ノ設置ヲ認ムルコト
- 一 私立学校ノ設立者ハ凡テ法人タルヲ本則トスルコト但シ私立ノ各種学校ニ在リテハ其ノ種類内容等ニ依リ例外ヲ認ムルヲ得ルコト

一 中等学校入学者選抜ニ関シ文部省ガ昭和十四年ニ改正シタル方法ハ其ノ実施ノ経験ニ基キ尚諸般ノ研究ヲ重ネ必要応ニジ適切ナル改正ヲ行ヒ選抜方法ノ完璧ヲ期スルコト  
二 国民学校ヨリ中等学校ニ入学セントスル者ニ対シ適切ナル進学指導ヲナスコト  
三 中等学校入学者選抜ニ関聯シテ各国民学校間及各中等学校間ノ差等ヲ無カラシムル為適當ナル施設ヲ講ズルコト殊ニ囊ニ本会ガ決定セル私立中等学校ニ対スル助成ニ付テハ速カニ之ガ實現ヲ図ルコト  
四 入学志望者ヲ成ルベク全部収容スル為中等学校ノ増設充実ヲ図ルコト  
五 高等諸学校ノ入学者選抜方法ニ關シテハ学科試験ヲ課スル現行ノ方法ヲ以テ可ナリト認ムルモ尚一層ノ考慮ヲ加ヘ其ノ改善ヲ期スルコト

#### 東亞教育ニ關スル事項

一 各種ノ学校教育及社会教育ヲ通ジ東亞ニ關スル知識ノ修得、指導国民トシテノ識見ノ涵養並ニ海外進出ノ氣風ノ養成ニ力メシムルコト  
二 東亞ニ關スル認識ヲ深カラシムル為高等諸学校ニ於ケル特別ノ教育施設ヲ拡充整備スルコト  
三 学生、生徒ノ現地訓練施設ニ關シ一層拡充強化ノ方途ヲ講ズルコト  
四 東亞ノ文化及自然ニ關スル研究ヲ促進スル為之ガ施設ヲ拡

充強化スルト共ニ其聯絡ヲ十分ナラシムルコト

五 東亞諸国ニ優秀ナル研究員ヲ多数派遣スルコト

六 外地及東亞諸国ニ派遣スル教職員ノ養成施設ヲ整備拡充スルト共ニ教職員ノ待遇ヲ改善シ内地教職員トノ間ニ交流ヲ行フコト

七 外地及東亞諸国ニ於テ活動スル技術者並ニ指導者ノ養成施設ヲ拡充整備スルコト

八 東亞諸国ニ在留スル邦人ノ子女ニ対スル教育ニ遺憾ナカラシムル為現地ニ於ケル教育施設ノ拡充整備ヲ図ルト共ニ内地ニ於テモ適切ナル施設ヲ講ズルコト

九 東亞諸国ヨリノ留学生ニ対シテハ特別施設ノ拡充整備ヲ図ルト共ニ之ガ指導ヲ適切ナラシムルコト

十 東亞諸国ニ於ケル教育関係者ノ聯絡協調ヲ図ルコト

(中表紙)

昭和十六年六月十六日教育審議会第十三回総会ニ於ケル諮詢第一号ニ關スル答申中、社会教育ニ關スル件及ビ各種学校其ノ他ノ事項ニ關スル件ニ關スル田所特別委員長

報告要領(一)

#### 目 次

第二三 各種学校其ノ他ノ事項ニ關スル件答申説明	一
一、綱要説明	一
二、各種学校ニ關スル事項説明	一

三、私立学校ニ関スル事項説明……………四

四、学校間ノ聯絡ニ関スル事項説明……………六

五、興亞教育ニ関スル事項説明……………八

第四 結語……………一二

第三 各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申説明

一、綱要説明

我ガ国ニ於ケル学校教育ノ制度及ビ内容ニ付キマシテハ、一應其ノ刷新振興ノ方策ヲ樹テタノデアリマスルガ、コレ等ノ學校教育並ニ社会教育ニ專属セズシテ然カモコレ等ノ教育ト密接ナル關聯ヲ持ツテ居ル所ノ重要事項ヲ刷新振興シ、相俟チテ教育全般ノ効果ヲ收ムルノ要アルヲ認メマシテ、從来各種学校ト称スルモノ、私立学校ニ共通スルモノ、各學校間ノ聯絡ニ関スルモノ並ニ興亞教育ニ共通スルモノ等ノ重要事項ニ付キマシテ、刷新振興ノ方策ヲ講ジ、次ニ御説明申上ゲル如ク審議決定致シタノデアリマス。

二、各種学校ニ関スル事項説明

一 第一項ハ各種学校ノ本旨トスキ所ヲ定ムルノデアリマス。元來各種学校ハ国民学校ニ類スル各種学校ノ外ハ、特定ノ学校教育令ニ依ラザルモノデアリマスルカラ、其ノ教育ノ本旨ニ付テハ從來適從スル所ガ明確ニナツテ居ナカツタノデアリマス。依ツテ之ヲ適正ナラシムル為、我邦人ノ為ニスル学校ニ於テハ、国民学校、中等諸学校、高等諸学校等特定ノ学校令ノ定ムル目的、教科、編制等ニ準ジマシテ、皇國ノ道ニ基イテ夫々ノ教科ヲ修メシメ、有為ノ国

民ヲ鍊成スルヲ以テ其ノ本旨トナスベキコトヲ明ラカニ致シタノデアリマス。

一 第二項ハ一般ニ公立各種學校ノ設置ヲ認ムルコトデアリマス。学制制定後長イ間、一般ニ公立各種學校ノ設置ガ認メラレテ居タノデアリマスガ、現在ノ所謂學校令時代ニ入りマシテ、特定ノ學校令ガ整備スルニ隨ヒ、自然遂ニ之ガ認メラレザルガ如クナツタノデアリマス。然シナガラ各種學校ノ制度ハ國民學校等ノ學校ガ十分整備セラレマシテモ尚其ノ必要ガアリマスカラ、地方ノ情況ニ応ジテ必要アル場合ハ、一般ニ公立各種學校ノ設置ヲナシ得ルヤウニスルコトガ適當デアルトスルノデアリマス。

一 第三項ハ各種學校ノ監督ニ關スルコトデアリマスルガ、由來各種學校ハ準拠スキ特定ノ學校令ガナイ關係モアリマシテ、之ニ對スル監督ガ、特定ノ學校令アル學校ニ比シテ、兎角寛ニ流レタリ、助成ガ届カナカツタリスル傾キガアルヤウニモ考ヘラルルト共ニ、又前二項ノ如ク、其ノ教育ノ本旨ヲ定メ、且ツ一般ニ公立各種學校ノ設置ヲ認ムルコトスルノデアリマスカラ、公私立トモ各種學校ノ認可ハ之ヲ一層嚴重ニスルト共ニ、監督機關ヲ整備充実スルコトガ肝要デアルノデアリマス。

三、私立学校ニ關スル事項説明

一 私立學校ニ關シマシテハ、既ニ學校教育ニ關スル各要綱ニ於キマシテ其ノ都度夫々必要ナル事項ヲ答申シタノデアリマスガ、此處デハ凡テノ私立學校ニ通ズル重要事項トシ

テ、其ノ設立ニ関スルコトニ付キ決定致シタノデアリマス。即チ現在私立ノ大学、専門学校、高等学校、中学校ノ設立ニ付テハ、財團法人タルコトヲ要件ト致シテ居ルニ拘ラズ、其ノ他ノ最モ多數ヲ占メテ居リマスル私立学校ニ付テハ、保障ニ關スル何等ノ要件ヲモ定メテナイ状態デアリマス。併シ公共性ヲ有スル学校ト致シマシテハ、其ノ基礎ヲ鞏固ニスルト共ニ継続性ヲ確保スル為、法人ヲ以テ設立者トスルコトガ肝要デアリマスルカラ、之ヲ以テ一般ニ私立学校設立ニ關スル本則トスルノデアリマス。此ノ場合学校法人ノ如キ特殊ノ法人ヲ設クルコトモ考慮セラルルノデアリマスカラ十分研究ノ上最モ適當ナル方策ノ樹立ヲ希望スルノデアリマス。但シ私立ノ各種学校ニ於キマシテハ、其ノ種類、内容等ニ依リマシテ、必ズシモ法人トスルニ及バナイモノモアリマセウカラ、之ハ例外トシテ法人タラザル場合ヲモ認ムルコトトスルノデアリマス。

#### 四、学校間ノ聯絡ニ関スル事項説明

一 第一項ハ中等学校入学者選抜ニ関スル事デアリマス。文部省ニ於テ昭和十四年ニ改正シ現ニ行ハレテ居ル選抜ノ方法ハ、大体ニ於テ適當デアルヤウニ認メラレルノデアリマスガ、尚実地ノ経験ニ基キ、諸般ノ研究ヲ重ネ、必要ニ応ジテ適切ナル改正ヲ加ヘテ行ツテ、其ノ完璧ヲ期スルコトガ肝要デアルトスルノデアリマス。

一 国民学校カラ中等学校ニ入学セントスル者ニ付キマシテハ、篤ト本人ノ現在及ビ将来ヲ考慮シ、克ク諸般ノ事情ニ

適合セシムル必要ガアリマスカラ、第二項ニ於テハ之ニ関シ妥当ナル進学上ノ指導ヲ与フベキコトトスルノデアリマス。例ヘバ中等学校中ニハ中学校、高等女学校及ビ各種ノ実業中学校ガアリ、且ツ公私立ノ学校モアルコトデアリマスカラ、進学指導ニ關シテハ広クコレ等ノ点ニ考慮ヲ廻ラシ飽クマデ慎重且ツ適切ヲ期スベキモノト認ムルノデアリマス。

一 第三項及ビ第四項ハ、入学志願者ノ在学スル国民学校及ビ入学セントスル中等学校ニ關スル事デアリマス。コレ等ノ学校ニ付キマシテハ夫々適切妥當ナル指導奨励ヲ加ヘ、学校間ノ差等ナク何レモ優良ナル学校タラシムルコトガ肝要デアリマス。就キマシテハ、曩ニ本会ヨリ答申致シマシタ私立中等学校ニ対スル助成ノ方途ノ如キハ、一日モ速力ニ之ガ実現ヲ図ルノ要ガアルト認ムルノデアリマス。殊ニ第一項ノ選抜方法ノ実施ノコトモアリマスシ、入学志願者ノ成ルベク全部ヲ収容スル必要ガアリマスカラ、中等学校ノ増設及ビ設備ノ充実ヲ図ルコトガ最モ肝要デアルト認ムルノデアリマス。

一 第五項ハ、高等諸学校ニ於ケル入学者選抜方法ニ關スル事デアリマス。之ニ付テハ現行ノ方法ニ於テ、学科試験ヲ課シテ居ルコトハ、之ヲ適當デアルト認ムルノデアリマスルガ、選抜ノ方法ニ付テハ尚一層ノ考慮ヲ加ヘ、必要ニ応ジテ適切ナル改善ヲ施シマシテ、中等学校ト高等諸学校トノ聯絡ヲ円満妥當ナラシメ、相互ノ教育ノ本旨トスル所ニ悪

影響ヲ及ボサナイヤウニスベキデアルト認ムルノデアリマス。

### 五 興亞教育ニ関スル事項説明

一 興亞教育ニ関シテハ、本会ハ国民学校以来深甚ナル考慮ヲ取リ出シテ其ノ方策ヲ講ズルコトト致シタノデアリマス。

第一項ハ興亞教育ノ見地ヨリ見タル教育ノ眼目トモ云フベキモノヲ示シタモノデアリマシテ、各種ノ学校教育及ビ社会教育ヲ通ジテ、東亞ニ関スル各般ノ知識ノ修得、東亞ノ指導的国民トシテノ高邁博大ナル識見ノ涵養並ニ海外進出ノ気風ノ養成ニ力メシムルコトト致シタノデアリマス。

一 第二項ハ、高等諸学校ニ於キマシテ現在既ニ一部ニ於テ設ケラレテ居リマス興亞講座、支那語其ノ他ノ外国语教授等ノ如キ特別ノ教育施設ヲ拡充整備致シマシテ、学生生徒ニ対シ東亞ニ関スル十分ナル認識ヲ与フルコトト致シタノデアリマス。

一 第三項ハ学生生徒ノ現地訓練ニ関スルコトデアリマス。東

亞諸國ノ現地ニ於テ学生生徒ノ身心ヲ鍛錬シ其ノ知見ヲ広メシムルコトハ極メテ肝要デアリマシテ、之ガ為興亞学生勤労報国隊其ノ他ノ訓練施設ヲ一層拡充強化スルノ方途ヲ講ズベキコトト致シタノデアリマス。

一 第四項ハ東亞ノ研究ニ関スルコトデアリマス。東亞ノ文化及ビ自然ニ関スル研究ヲ促進スルコトハ東亞ノ發展上極メテ重要デアリマシテ、之ガ為ニハ研究所、学校ニ於ケル研

究施設等ヲ拡充強化スルト共ニ、相互ノ聯絡ヲ十分ナラシメネバナリマセヌ。更ニ第五項ニ示ス如ク東亞諸國ニ優秀ナル研究員ヲ成ルベク多數派遣スルコトガ必要デアリマス。

一 第六項ハ外地及ビ東亞諸國ニ派遣スル教職員ノ養成ニ関スルコトデアリマス。外地及ビ東亞諸國ニ於ケル邦人子女ノ教育ヲシテ遺憾ナカラシムル為ニハ、出来得ル限り多数ノ教職員ヲ派遣スル必要ガアリマスガ、現在其ノ養成施設ハ甚ダ不十分デアリマスカラ、之ガ整備拡充ヲ行フコトハ刻下ノ急務ト考ヘルノデアリマス。更ニ現地ニ勤務スル教職員ニ対シマシテハ、俸給、給与、身分關係等待遇ノ全般ニ亘ツテ改善ヲ図ルト共ニ、内地教職員トノ間ニ適正円滑ナル交流ヲ行ハネバナリマセヌ。

教職員ノ養成ト共ニ重要ナノハ、外地及ビ東亞諸國ニ於テ活動スル技術者並ニ指導者ノ養成デアリマシテ、第七項ニ於キマシテ之ガ養成施設ヲ拡充整備スルノ要アルヲ認メタノデアリマス。

一 第八項ハ在外邦人ノ子女ノ教育施設ニ関スルコトデアリマス。東亞諸國ニ在留スル邦人ノ子女ノ教育ニ遺憾ナカラシムル為、現地ニ於ケル教育施設ノ整備拡充ヲ図ルハ勿論、内地ニ於キマシテモ、特別学級、宿舎等適切ナル施設ヲ講ズルコトハ、海外發展ノ時代的重要性ニ鑑ミマシテ極メテ肝要デアリマス。

一 第九項ハ東亞諸國ヨリノ留学生ニ関スルコトデアリマス。

現在留学生ニ対スル特別ノ教育施設ハ甚ダ不十分デアリマシテ、之ガ拡充整備ヲ図リ、優秀ナル学生ヲ成ルベク多数入学サセルヤウニ致シマスト共ニ、学修上、生活上ニ於ケル指導ヲ適切ナラシメネバナリマセヌ。更ニ留学生ヲ収容致シマスル学校、宿舎等ニ対シテハ適當ナル監督ヲ行フ必要ガアリマス。

一 第十項ハ東亞諸国ニ活動スル教育関係者ノ聯絡協調ヲ図リ、以テ興亞教育ノ振興ニ遺憾ナキヲ期シタノデアリマス。

尚興亞教育ニ関スル事項ヲ取扱ヒマスル官庁ハ現在ニ於テハ極メテ複雜多岐デアリマスノデ、之ガ中枢機関ヲ設クルノ必要ガアリマスガ、其ノ方途ニ付イテハ次ノ行政機構ニ関スル審議ニ於テ考究スルコトト致シタノデアリマス。

#### 第四 結 語

以上ヲ以テ、特別委員会ガ、今回審議決定致シマシタル社会教育ニ關スル件並ニ各種学校其ノ他ノ事項ニ付キマシテノ答申事項ノ説明ヲ終リマス。本案ハ審査経過ニ於テ申上げタ如ク、委員会ガ數十回ヲ重ねテ慎重審議、全会一致ヲ以テ決定致シタ次第デアリマスルカラ、委員各位ニ於カレマシテハ叙述説明ノ趣旨ヲ克ク御諒察下サイマシテ、十分御審議ノ上御決定アランコトヲ切望シマス。

顧ミマスレバ、昭和十二年十一月優渥ナル上諭ヲ拝シテ本審議会ガ成立シ、我ガ国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ關シ実施スベキ方策ニ付キ詰問ヲ受ケマシテ以来、総会十三回、特別委員

会五十六回、各部門ノ整理委員会通計百五十四回ノ審議ヲ重ねマシテ、茲ニ我ガ国ノ学校教育並ニ社会教育ノ内容及ビ制度ノ全般ニ瓦リテ刷新振興ノ方策ヲ講ジタノデアリマス。即チ特別委員会ニ於キマシテハ其ノ成立以来今日ニ至ルマデ同一ノ委員審議ニ当リ、内部ニ設ケマシタ整理委員会ト共ニ會議ヲ開キマスコト合計二百有余回ノ多キニ及ビ、其ノ間各委員ハ終始一貫答申事項ニ付キ慎重審議ヲ尽シマシタ次第デアリマス。

政府ニ於カレテハ、本總会ニ於テ各答申事項ノ決定ヲ見ルニ至リマシタナラバ、一日モ速カニ、本答申事項ハ固ヨリ、教育全般ニ亘ル答申事項ヲ綜括シテ、周到ナル用意ト断乎タル決意ヲ以テ之ガ実施ニ邁進セラレ、皇國百年ノ大計タル教育ノ刷新振興ニ當ラレンコトヲ希望シテ已マナイ次第デアリマス。

(後 略)

(注記1)  
〔未巻  
〔二〕〕

(注記2)  
〔808〕

(注記3)  
〔幹事長〕

(注記4)  
〔大臣〕

(注記5)

「大臣」

(**史記6**)

「大臣」

(**史記7**)

「委員ナル」

(**史記8**)

「供覽／總裁 (荒井) 〔印〕／幹事長 (伊東) 〔印〕／幹事 (佐藤) (朝日奈)」

(**史記9**)

「供覽／總裁 (荒井) 〔印〕／幹事長 (伊東) 〔印〕／幹事 (佐藤) (朝日奈)」

(**下札**)

「四五、教育審議会 (森喜) 〔欠番〕、1078、1079、1148、1149」」

〔「答申及建議關係書類 教育審議会」〕